

別添 3

介護サービス情報の記載要領

別添 1 基本情報及び別添 2 調査情報の記載要領は、次によるものとする。

I 基本情報

1 一般的な事項

- (1) 記入年月日とは、都道府県知事が毎年定める計画（政令第37条の2第1項に規定する報告に関する計画、第37条の5第1項に規定する調査に関する計画及び政令第37条の11第1項において準用する政令第37条の5第1項に規定する情報公表に関する計画をいう。以下、「計画」という。）に規定する報告の提出期間内において、都道府県知事が定める日（以下、「記入年月日」という。）をいう。
- (2) 記載内容については、記入年月日現在における内容を記載すること。なお、記載要領中、別の指示がある場合には、それに従うこと。
- (3) 具体的な内容等を記載する欄には、必要に応じて、その内容について概ね200字以内で明瞭かつ簡潔に記載すること。なお、記載要領中、別の指示がある場合には、それに従うこと。
- (4) 記載すべき欄に記載すべき事項がない場合には、「なし」に記すこと又はその旨を記載すること。
- (5) 記載内容については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」（以下、「指定居宅サービス基準」という。）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」（以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」（以下、「指定介護予防サービス

基準」という。)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)」(以下、「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)」(以下、「指定居宅介護支援基準」という。)、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)」(以下、「指定老福施設基準」という。)、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)」(以下、「老健施設基準」という。)、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第41号)」(以下、「指定療養施設基準」という。)「指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)」(以下、「指定居宅サービス報酬基準」という。)、「指定居宅介護支援サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)」(以下、「指定居宅介護支援サービス報酬基準」という。)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第21号)」(以下、「指定施設サービス報酬基準」という。)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)」(以下、「指定地域密着型サービス報酬基準」という。)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」(以下、「指定介護予防サービス報酬基準」という。)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)」(以下、「指定地域密着型介護予防サービス報酬基準」という。)、等を熟知した上で、整合性を図ること。

- (6) 小数点以下の数値を記載する必要がある場合は次のとおり取り扱うこととし、端数は切り捨てること。
- ア 人数に関する事項
- 小数点第1位までとすること。
- イ 他の事項
- 小数点第2位までとすること。

2 共通事項

(1) 記入年月日

「記入年月日」欄には、記入年月日を記載すること。

(2) 記入者名

「記入者名」欄には、省令第140条の37第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という。）を記載すること。

(3) 所属・職名

「所属・職名」欄には、記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

3 訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護

(1) 事業所を運営する法人等に関する事項

ア 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

(ア) 法人等の名称

「法人等の種類」欄には、法人である場合には「あり」に記すとともに、下記から選択すること。また、法人ではない場合には「なし」に記すとともに、「99 その他」を選択すること。

- ① 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- ② 社会福祉協議会
- ③ 医療法人
- ④ 社団法人又は財団法人
- ⑤ 営利法人（株式会社等）
- ⑥ 特定非営利活動法人
- ⑦ 農業協同組合
- ⑧ 消費生活協同組合
- ⑨ その他の法人
- ⑩ 都道府県
- ⑪ 市区町村
- ⑫ 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

b 「名称」欄には、当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

(イ) 法人等の主たる事務所の所在地

「法人等の主たる事務所の所在地」欄には、当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

(ウ) 法人等の連絡先

a 「電話番号」欄には、利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。

b 「FAX番号」欄には、利用者からの照会等に対応する当該法人等のFAX番号を記載すること。

c 「ホームページアドレス」欄には、当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

イ 法人等の代表者の氏名及び職名

(ア) 「氏名」欄には、当該法人等の代表者の氏名を記載すること。

(イ) 「職名」欄には、代表者の当該法人内の職名を記載すること。

ウ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

エ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

「法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス」欄には、当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス（法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう。）を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。

(2) 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

ア 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

「事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先」欄には、当該

報告に係る介護（介護予防）サービスを提供する事業所（以下、「事業所」という。）の名称、所在地及び電話番号、FAX番号及びホームページアドレスを記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

イ 介護保険事業所番号

「介護保険事業所番号」欄には、当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

ウ 事業所の管理者の氏名及び職名

(ア) 「氏名」欄には、当該事業所の指定居宅サービス基準第6条、地域密着型サービス基準第7条又は指定介護予防サービス基準第6条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

(イ) 「職名」欄には、管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

エ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）

(ア) 「事業の開始（予定）年月日」欄には、当該報告に係る介護（介護予防）サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護（介護予防）サービスの提供の開始を予定している事業所等にあっては、開始予定年月日を記載すること。

(イ) 「指定の年月日」欄には、当該報告に係る法第41条第1項、法第42条の2第1項又は法第53条第1項に規定する指定居宅介護サービス事業者等の指定を受けた年月日を記載すること。

(ウ) 「指定の更新年月日（直近）」欄には、当該報告に係る法第70条の2第1項、法第78条の11又は法第115条の10に規定する指定居宅介護サービス事業者等の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあっては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

オ 生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無

「生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無」欄には、当該報告に係る生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

カ 事業所までの主な利用交通手段

「事業所までの主な利用交通手段」欄には、当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

(3) 事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従（専ら当該業務に従事することをいう。以下、同じ。）及び非専従（当該業務以外の業務を兼務して従事することをいう。以下、同じ。）に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」第2総論2用語の定義（1）「常勤換算方法」に規定する常勤換算方法により算出された人数（以下、「常勤換算人数」という。）をそれぞれ記載すること。

① 訪問介護員等（指定居宅サービス基準第5条第1項、指定地域密着型サービス基準第5条第1項又は指定介護予防サービス基準第5条第1項に規定する「訪問介護員等」をいう。以下、この事項において同じ。）

訪問介護員等欄には、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載すること（夜間対応型訪問介護を除く。）。

② うちサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第5条第2項又は指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定する「サービス提供責任者」をいう。以下、同じ。）（夜間対応型訪問介護を除く。）

サービス提供責任者については、訪問介護員等の再掲とすること。

③ オペレーター（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する「オペレーションセンター従事者（以下、「オペレーター」という。）」をいう。以下、この事項において同じ。）（夜間対応型訪問介護に限る。）

④ 面接相談員（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する「オペレーター」又はオペレーターと同様の資格又は知識経験を有する者で、事業所が利用者の面接業務を行う者として配置している者をいう。以下、この事項において同じ。）（夜間対応型訪問介護に限る。）

⑤ 事務員

⑥ その他の従業者

(イ) 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」欄には、常勤

換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

(ウ) 「従業者である訪問介護員等が有している資格」欄には、以下の資格を有する訪問介護員等について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載することとし、サービス提供責任者欄は、「訪問介護員等」欄の再掲とするここと（夜間対応型訪問介護を除く。）。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員1級
- ④ 訪問介護員2級
- ⑤ 訪問介護員3級
- ⑥ 訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認めた研修の修了者

(エ) 「従業者であるオペレーターが有している資格」欄には、以下の資格を有するオペレーターについて、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること（夜間対応型訪問介護に限る。）。

- ① 看護師
- ② 准看護師
- ③ 介護福祉士
- ④ 医師
- ⑤ 保健師
- ⑥ 社会福祉士
- ⑦ 介護支援専門員

(オ) 「管理者の他の職務との兼務の有無」欄には、管理者が当該報告に係る介護（介護予防）サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護（介護予防）サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護（介護予防）サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

(カ) 「訪問介護員等 1 人当たりの 1 か月のサービス提供時間数」欄には、
(4) オ (ア) 及び (イ) の合計時間数をア (ア) の常勤換算人数で
除した時間数を記載すること（夜間対応型訪問介護を除く）。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した
経験年数等

(ア) 「前年度 1 年間の採用者数」欄には、前年度 1 年間（記入年月日を
含む各都道府県における会計年度の前年度をいう。以下、同じ。）の
当該事業所における訪問介護員等（夜間対応型訪問介護においては訪
問介護員等、オペレーター）の採用者数（人事異動による増を除く。
以下、同じ。）を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載するこ
ととし、「サービス提供責任者」欄は、「訪問介護員等」欄の再掲と
すること（夜間対応型訪問介護を除く。）。

(イ) 「前年度 1 年間の退職者数」欄には、前年度 1 年間の当該事業所に
おける訪問介護員等（夜間対応型訪問介護においては訪問介護員等、
オペレーター）の退職者数（人事異動による減を除く。以下、同じ。）
を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載するこ
ととし、サービス提供責任者欄は、訪問介護員等欄の再掲とすること
(夜間対応型訪問介護を除く。)。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、訪問介護員等（夜間対応型訪
問介護においては訪問介護員等、オペレーター）の当該業務に従事し
た経験年数（当該事業所の従業者として従事した年数又は介護保険法
の施行の前後に関わらず、高齢者を対象とする保健医療福祉サービス
の分野における当該職種に従事した年数をいう。以下、同じ。）につ
いて、1 年未満、1 年～3 年未満、3 年～5 年未満、5 年～10 年未
満及び 10 年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載するこ
ととし、「サービス提供責任者」欄は、「訪問介護員等」欄の再掲と
すること（夜間対応型訪問介護を除く。）。

ウ 従業者の健康診断の実施状況

「従業者の健康診断の実施状況」欄には、全ての従業者の健康診断を
実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、
健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第 66
条第 1 項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

ア 事業所の運営に関する方針

「事業所の運営に関する方針」欄には、事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第29条、指定地域密着型サービス基準第30条又は指定介護予防サービス基準第26条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

イ 介護（介護予防）サービスを提供している日時

(ア) 「事業所の営業時間」欄には、当該事業所の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該事業所の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。記載内容については、指定居宅サービス基準第29条、指定地域密着型サービス基準第30条又は指定介護予防サービス基準第26条に規定する運営規程等と整合性を図ること。

(イ) 「訪問介護（介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護）を利用する時間」欄には、利用者が指定居宅サービス基準第4条、指定地域密着型サービス基準第4条又は指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定訪問介護（指定介護予防訪問介護又は指定夜間対応型訪問介護）を利用することが可能な時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「留意事項」欄には、指定居宅サービス基準第4条、指定地域密着型サービス基準第4条又は指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定訪問介護（指定介護予防訪問介護又は指定夜間対応型訪問介護）を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。また、当該留意事項がない場合にはその旨を記載すること。

ウ 事業所が通常時に介護（介護予防）サービスを提供する地域

「事業所が通常時に介護（介護予防）サービスを提供する地域」欄には、利用者が指定居宅サービス基準第20条第3項、指定地域密着型サービス基準第21条第3項又は指定介護予防サービス基準第20条第3項に規定する交通費の額の負担が生じない地域を記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第29条、指定地域密着型サービス基準第30条又は指定介護予防サービス基準第26条に規定する運営規程等との整合性を図ること。

エ 介護サービスの内容等（介護予防訪問介護を除く。）

- (ア) 「訪問介護費のうち、介護報酬の加算の届出等を行っている主な事項」欄には、記入年月日を含む月の前月からにおいて、以下の事項の居宅サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと（訪問介護に限る。）。
- a 特定事業所加算（I）（指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費注9（1）特定事業所加算（I）をいう。）
 - b 特定事業所加算（II）（指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費注9（2）特定事業所加算（II）をいう。）
 - c 特定事業所加算（III）（指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費注9（3）特定事業所加算（III）をいう。）
- (イ) 「通院等乗降介助の実施の有無」欄には、通院等のための乗車又は降車の介助を実施している場合には「あり」に記すこと。（訪問介護に限る。）
- (ウ) 「緊急時訪問介護加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費注1-3に規定する緊急時訪問介護加算を受けた場合には「あり」に記すこと（訪問介護に限る。）。
- (エ) 「オペレーションセンターの有無」欄には、オペレーションセンターを設置している場合には「あり」と記すこと。なお、オペレーションセンターとは、オペレーションサービス（利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービス）を行うためにオペレーターを配置している事務所をいう（夜間対応型訪問介護に限る。）。
- (オ) 「定期巡回サービスの実施」欄には、指定地域密着型サービス基準第5条に規定する定期巡回サービス（定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護）を実施している場合には「あり」に記すこと（夜間対応型訪問介護に限る。）。
- (カ) 「随時訪問サービスの実施」欄には、指定地域密着型サービス基準第5条に規定する随時訪問サービス（あらかじめ利用者的心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、オペレーションサービス等

からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護）を実施している場合には「あり」に記すこと（夜間対応型訪問介護に限る。）。

(キ) 「サービス提供体制強化加算（I）（介護報酬の加算）の有無」、
「サ

ービス提供体制強化加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表1夜間対応型訪問介護費ハに規定するサービス提供体制強化加算（I）、（II）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（夜間対応型訪問介護に限る。）。

オ 介護（介護予防）サービスの利用者への提供実績

(ア) 「身体介護中心型の1か月の提供時間」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求した介護サービスに係る指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費イ身体介護が中心である場合に規定する時間数（生活援助が中心である指定訪問介護の加算時間数を除く。）の合計を記載すること（訪問介護に限る。）。

(イ) 「生活援助中心型の1か月の提供時間」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求した介護サービスに係る指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費ロ生活援助が中心である場合に規定する時間数（なお、身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときにおける加算した単位数については、(イ)に合算する。）の合計を記載すること（訪問介護に限る。）。

(ウ) 「通院等乗降介助中心型の1か月の提供回数」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求した介護サービスに係る指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費ハ通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合に規定する回数の合計を記載すること（訪問介護に限る。）。

(エ) 「利用者の人数」欄には、記入年月日を含む月の前月における介護報酬を請求した介護（介護予防）サービスの利用者数及びその前年同月における介護報酬を請求した介護（介護予防）サービスの利用者数について、要支援（1, 2）又は要介護（経過的要介護、要介護1、2、3、4及び5）に、該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。

なお、経過的要介護については、前年同月の請求実績のみ記載すること。

(オ) 「介護予防訪問介護費の算定件数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、上段に記入年月日を含む月の前月の年月を記載するとともに、下段に以下の事項の指定介護予防サービス報酬基準別表に規定する介護報酬を算定した件数を記載すること（介護予防訪問介護に限る。）。

- a 「介護予防訪問介護費（Ⅰ）」（指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表1介護予防訪問介護費イ介護予防訪問介護費（Ⅰ）をいう。）
- b 「介護予防訪問介護費（Ⅱ）」（指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表1介護予防訪問介護費ロ介護予防訪問介護費（Ⅱ）をいう。）
- c 「介護予防訪問介護費（Ⅲ）」（指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表1介護予防訪問介護費ハ介護予防訪問介護費（Ⅲ）をいう。）

(カ) 「定期巡回サービスの算定件数」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求した介護サービスに係る指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表1夜間対応型訪問介護費イ夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）ロ夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）に規定する定期巡回サービスの算定件数を記載すること（夜間対応型訪問介護に限る。）。

(キ) 「随時訪問サービスの算定件数」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求した介護サービスに係る指定居宅サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表1夜間対応型訪問介護費」イ夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）ロ夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）に規定する随時訪問サービスの算定件数を記載すること（夜間対応型訪問介護に限る。）。

カ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

「利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況」欄には、当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」

欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

キ 介護（介護予防）サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

「損害賠償保険の加入状況」欄には、利用者に対する介護（介護予防）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

ク 「介護（介護予防）サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第34条、指定地域密着型サービス基準第35条又は指定介護予防サービス基準第32条に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

ケ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

(ア) 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」欄には、利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

(イ) 「第三者による評価の実施状況」欄には、第三者による介護（介護予防）サービス等の質の評価を実施している場合にあり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

ア 介護（予防）給付以外のサービスに要する費用

「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外で当該介護（介護予防）サービスを行う場合、それに要する交通費の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第20条第3項、指定地域密着型サービス基準第21条第3項又は指定介護予防サービス基準第20条第3項に規定する交通費の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該サービスを行っていない場合及び当該費用の徴収を行っていない場合には、

- その旨を記載すること。
- イ オペレーターから利用者宅への連絡に必要な通話料の請求の有無及びその算定方法
オペレーターから利用者宅へ連絡する場合に係る通話料の請求を実施している場合には、「あり」に記すとともに、その額、算定方法等を記載すること（夜間対応型訪問介護に限る。）。
- ウ 利用者の都合により介護（介護予防）サービスを提供できなかった場合に係る費用（キャンセル料）の徴収状況
「利用者の都合により介護（介護予防）サービスを提供できなかった場合に係る費用（キャンセル料）の徴収状況」欄には、利用者の都合により介護（介護予防）サービスを提供できなかった場合に係る費用の徴収を実施している場合には、「あり」に記すとともに、その額、算定方法等を記載すること。
- エ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無
「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無」欄には、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について（平成12年5月1日老発第474号）」別添2に規定する社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業を市区町村が実施している場合であって、当該減免措置を実施している場合には「あり」に記すこと。

4 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

- （1）事業所を運営する法人等に関する事項
訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。
- （2）介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項
訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。
- （3）事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項
訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じ

ること。なお、以下の事項については、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。

- ① 看護師（指定居宅サービス基準第45条第1項1号又は指定介護予防サービス基準第47条第1項第1号に規定する「看護師」をいう。以下、この事項において同じ。）
- ② 准看護師（指定居宅サービス基準第45条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第47条第1項第1号に規定する「准看護師」をいう。以下、この事項において同じ。）
- ③ 介護職員（指定居宅サービス基準第45条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第47条第1項第2号に規定する「介護職員」をいう。以下、この事項において同じ。）
- ④ 事務員
- ⑤ その他の従業者

(イ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員1級
- ④ 訪問介護員2級
- ⑤ 訪問介護員3級
- ⑥ 介護支援専門員

(ウ) 「看護師、准看護師及び介護職員1チーム当たりのサービス提供回数」欄には、(4)イの提供実績をア(ア)の①、②及び③によって構成するチーム数で除した回数を記載すること。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度1年間の採用者数」欄には、当該事業所における前年度1

年間の看護師及び准看護師並びに介護職員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

- (イ) 「前年度1年間の退職者数」欄には、当該事業所における前年度1年間の看護師及び准看護師並びに介護職員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。
- (ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、看護師及び准看護師並びに介護職員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護において適用する。

ア 介護（介護予防）サービスの内容等

- (ア) 「協力医療機関の名称」欄には、指定居宅サービス基準第51条又は指定介護予防サービス基準第51条に規定する協力医療機関の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。
- (イ) 「サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表2訪問入浴介護費又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表2介護予防訪問入浴介護費に規定するサービス提供体制強化加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

イ 介護（介護予防）サービスの利用者への提供実績

- (ア) 「1か月の提供回数」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求したサービスに係る指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表2訪問入浴介護費に規定する提供回数の合計を記載すること（訪問入浴介護に限る。）。
- (イ) 「介護予防訪問入浴介護費の算定件数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、上段に記入年月日を含む月の前月の年月を記載するとともに、下段に指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表2介護予防訪問入浴介護費に規定する介護予防訪問入浴介護費の算定件数を記載すること（介護予防訪問入浴介護に限る。）。

ウ 介護（介護予防）サービスを提供する施設、設備等の状況

「使用している入浴車輌の台数」欄には、当該事業所が保有している又は使用している入浴車輌の台数を記載すること。

（5）介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。また、「利用者の選定により、特別な浴槽水などを使用して訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）を行う場合、それに要する費用の額及びその算定方法」欄には指定居宅サービス基準又は指定介護予防サービス基準に規定する額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収を行っていない場合には、その旨を記載すること。

5 訪問看護、介護予防訪問看護及び指定療養通所介護

（1）事業所を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

（2）介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、訪問看護及び介護予防訪問看護において適用する。

「介護保険法第71条に規定する訪問看護のみなし指定」欄には、法第71条第1項の規定により、指定訪問看護に係る法第41条第1項の指定があったことをみなされている場合には、「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。

（3）事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、訪問看護、介護予防訪問看護及び指定療養通所介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用

者数等

- (ア) 「指定訪問看護ステーション（指定介護予防訪問看護ステーション）の従業者の数及びその勤務形態」欄には、指定居宅サービス基準第60条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーション（指定介護予防訪問看護ステーション）における以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること（指定療養通所介護を除く。）。
- ① 保健師（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号イ又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号イに規定する「保健師」をいう。以下、この事項において同じ。）
 - ② 看護師（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号イ又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号イに規定する「看護師」をいう。以下、この事項において同じ。）
 - ③ 准看護師（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号イ又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号イに規定する「准看護師」をいう。以下、この事項において同じ。）
 - ④ 助産師
 - ⑤ 理学療法士（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号ロ又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号ロに規定する「理学療法士」をいう。以下、この事項において同じ。）
 - ⑥ 作業療法士（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号ロ又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号ロに規定する「作業療法士」をいう。以下、この事項において同じ。）
 - ⑦ 言語聴覚士（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号ロ又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号ロに規定する「言語聴覚士」をいう。以下、この事項において同じ。）
 - ⑧ 事務員
 - ⑨ その他の従業者
- (イ) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること（指定療養通所介護に限る。）。
- ① 看護職員（指定居宅サービス基準第93条第1項第2号（第10

5条の4)に規定する「看護職員」をいう。)

② 介護職員（指定居宅サービス基準第93条第1項第3号（第105条の4）に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ。）

③ 事務員

④ その他の従業者

(ウ) 「病院又は診療所である指定訪問看護事業所（指定介護予防訪問看護事業所）の従業者の数及びその勤務形態」欄には、指定居宅サービス基準第60条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第63条第1項第2号に規定する病院又は診療所（以下、この事項及び（4）ウ（イ）において「病院等」という。）における以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護（以下、「指定訪問看護」という。）、又は指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護（以下、「指定介護予防訪問看護」という。）に従事している者について、同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「一」を記載すること（指定療養通所介護を除く。）。

① 保健師

② 看護師

③ 准看護師

④ 事務員

⑤ その他の従業者

(エ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること（指定療養通所介護に限る。）。

① 介護福祉士

② 介護職員基礎研修

③ 訪問介護員1級

④ 訪問介護員2級

⑤ 訪問介護員3級

⑥ 介護支援専門員

(才) 「保健師、看護師及び准看護師 1 人当たりの 1 か月のサービス提供時間数」欄には、(4) ウ (ア) の時間数を、ア (ア) の①、②及び③、ア (イ) の①及び②又は、ア (ウ) の①、②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した時間数を記載すること（指定療養通所介護を除く）。

(カ) 「看護職員及び介護職員 1 人当たりの利用者数」欄には、(4) イ (キ) の利用定員を、(3) ア (イ) の①及び②に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること（指定療養通所介護に限る。）。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度 1 年間の採用者数」欄には、当該事業所における前年度 1 年間の保健師及び看護師並びに准看護師（指定療養通所介護においては看護職員及び介護職員）の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(イ) 「前年度 1 年間の退職者数」欄には、当該事業所における前年度 1 年間の保健師及び看護師並びに准看護師（指定療養通所介護においては看護職員及び介護職員）の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、保健師及び看護師並びに准看護師（指定療養通所介護においては看護職員及び介護職員）の当該業務に従事した経験年数について、1 年未満、1 年～3 年未満、3 年～5 年未満、5 年～10 年未満又は10 年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、訪問看護、介護予防訪問看護及び指定療養通所介護において適用する。

ア 介護サービスを提供している日時（指定療養通所介護に限る。）

(ア) 「利用可能な時間帯」欄には、利用者が指定療養通所介護を利用することが可能な時間帯について、3 時間以上 6 時間未満の指定療養通所介護を実施している場合には、「あり」に記すとともに、当該指定療養通所介護の利用が可能な時間帯を記載すること。さらに 6 時間以上 8 時間未満の指定療養通所介護の利用が可能な時間帯をそれぞれ記載すること。なお、「留意事項」欄には、指定療養通所介護を利用で

きる時間に関する制限事項等について記載すること。

- (イ) 「6時間以上8時間未満の前後の延長サービスを利用可能な時間帯」欄には、日常生活上の世話を含めて利用することが可能な時間帯について、8時間以上9時間未満及び9時間以上10時間未満の指定療養通所介護を実施している場合には、「あり」にそれぞれ記すとともに、当該指定通所介護等の利用が可能な時間帯をそれぞれ記載すること。また、「留意事項」欄には、当該指定通所介護等を利用する時間に関する制限事項等について記載すること。

イ 介護（介護予防）サービスの内容等

- (ア) 「緊急時訪問看護（緊急時介護予防訪問看護）の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪問看護費注8に規定する緊急時訪問看護加算、又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防訪問看護費注8に規定する緊急時介護予防訪問看護加算を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。

- (イ) 「特別な医療処置等を必要とする利用者の受け入れ状況」欄には、以下の事項を実施している場合には「あり」に記すこと。さらに「その他」欄には、以下の事項以外の特別な医療処置等を必要とする利用者の受け入れを実施している場合には「あり」に記すとともに、その内容を記載すること（指定療養通所介護を除く。）。

- ① 経管栄養法（胃ろうを含む）
- ② 在宅中心静脈栄養法（I V H）
- ③点滴・静脈注射
- ④ 膀胱留置カテーテル
- ⑤ 腎ろう・膀胱ろう
- ⑥ 在宅酸素療法（H O T）
- ⑦ 人工呼吸療法（レスピレーター、ベンチレーター）（介護予防訪問看護は除く）
- ⑧ 在宅自己腹膜灌流（C A P D）
- ⑨ 人工肛門（ストマ）
- ⑩ 人工膀胱
- ⑪ 気管カニューレ
- ⑫ 吸引
- ⑬ 麻薬を用いた疼痛管理（介護予防訪問看護は除く）

- (ウ) 「在宅での看取り（ターミナルケア）の対応の有無」欄には、居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪問看護費注10に規定するターミナルケア（以下、「ターミナルケア」という。）を実施している場合には「あり」に記すこと（介護予防訪問看護及び指定療養通所介護を除く。）。
- (エ) 「サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪問看護費ハ又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防訪問看護費ハに規定するサービス提供体制強化加算を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。
- (オ) 「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護報酬の加算）の有無」、「サ
ービス提供体制強化加算（Ⅱ）（介護報酬の加算）の有無」及び「サ
ービス提供体制強化加算（Ⅲ）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表6通所介護費へに規定するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護に限る。）。
- (カ) 「利用者の送迎の実施の有無」欄には、指定通所介護等の実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施している場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護に限る。）。
- (キ) 「利用定員」欄には、当該事業所の利用定員を記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第105条の15に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること（指定療養通所介護に限る。）。
- ウ 介護（介護予防）サービスの利用者への提供実績
- (ア) 「訪問看護（介護予防訪問看護）の1か月の提供時間」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求した介護サービスに係る指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪問看護費又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防訪問看護費に規定する時間数の合計を記載すること（指定療養通所介護を除く。）。
- (イ) 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供実績
「利用者数」欄には、当該訪問看護ステーション、病院等において、

訪問看護（介護予防訪問看護）を提供した全ての者について、性別及び年齢別（10歳未満、10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳代及び90歳以上）に該当する人数及びその合計の人数を記載すること。なお、当該欄の記載内容については、記入年月日を含む月の前月の内容とする（指定療養通所介護を除く。）。

（ウ）指示書を受けている医療機関及び医師の数

- a 「医療機関」欄には、指定居宅サービス基準第69条第2項又は指定介護予防サービス基準第77条第2項に規定する主治の医師が所属する医療機関の数を記載すること（指定療養通所介護を除く。）。
- b 「医師」欄には、指定居宅サービス基準第69条第2項又は指定介護予防サービス基準第77条第2項に規定する主治の医師の人数を記載すること（指定療養通所介護を除く。）。

エ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況（指定療養通所介護に限る。）

（ア）「建物の構造」

- a 「配置階」欄には
、当該事業所を置いている階数をそれぞれ記載すること。

- b 「地上階」欄には
、当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。

- c 「地下階」欄には、当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

（イ）「送迎車両の有無」欄には、当該事業所が利用者の送迎のための車両を有している場合には、「あり」に記すとともに、車両の保有台数を記載すること。「リフト車両の設置状況」欄には、送迎車両のうち、当該事業所が利用者のための車椅子に対応可能なリフト車両（以下「リフト車両」という。）を有している場合には、「あり」に記すとともに、リフト車両の保有台数を記載すること。「他の車両の形態」欄には、リフト車両以外で特記すべき車両を有している場合には、「あり」に記すとともに、特記すべき主な車両の形態、特徴等を記載すること。

（ウ）「専用の部屋の面積」欄には、明確に区分され他の部屋等から完全に遮蔽された専用の部屋の総面積を記載すること（指定療養通所介護を行うにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断さ

れるものであるが、利用者毎の部屋の設置を求めるものではない。)。

(エ) 「専用の部屋の利用者 1 人当たりの面積」欄には、専用の部屋の面積を利用者数で除した面積を記載すること。

(オ) 「便所の設置数」欄には、専用便所、兼用便所の数を記載するとともに、そのうち車いすの対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

(カ) 「浴室の設備の状況」欄には、専用浴室、兼用浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

(キ) 「消化設備等の状況」欄には、消火設備等の設備を有している場合には、それぞれ「あり」に記すこと。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 105 条の 7 第 1 項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

(ク) 「福祉用具の設置状況」欄には、利用者が利用することが可能な車いす、歩行補助つえ、歩行器の設備を有している場合には、それぞれ「あり」に記すこと。さらに、「その他」欄には、車いす、歩行補助つえ、歩行器以外の利用者が自立して行うことを補助する福祉用具を有している場合には、「あり」に記すとともに、その名称を記載すること。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、指定療養通所介護において適用する。

ア 介護給付以外のサービスに要する費用

(ア) 「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対して行う送迎の費用の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第 96 条第 3 項第 1 号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

(イ) 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第 96 条第 3 項第 3 号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合

には、その旨を記載すること。

- (ウ) 「おむつ代及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第96条第3項第4号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。
- (エ) 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（日常生活費）の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第96条第3項第5号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

6 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

(1) 事業所を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(2) 介護（予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて適用する。

ア 事業所の管理者の氏名及び職名

「氏名」欄には、当該事業所の指定居宅サービス基準第52条又は指定介護予防サービス基準第52条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

イ 「介護保険法第71条に規定する訪問リハビリテーションのみなし指定」欄には、法第71条第1項の規定により、指定訪問リハビリテーションに係る法第41条第1項の指定があったことをみなされている場合には、「あり」に記すこと。

ウ 「事業所に併設している医療サービス」の欄には、当該事業所に併設している医療サービスの名称を記載すること。

(3) 事業所において介護（予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じ

ること。なお、以下の事項については、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「病院、診療所又は介護老人保健施設並びに指定訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防訪問リハビリテーション事業所）の従業者の人数及びその勤務形態」欄には、指定居宅サービス基準第76条第1項又は指定介護予防サービス基準第79条第1項に規定する以下の者について、病院、診療所又は介護老人保健施設（以下、この事項及び（4）イ（イ）において、「病院等」という。）における常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、指定居宅サービス基準第75条又は指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定訪問リハビリテーション（以下、「指定訪問リハビリテーション」という。）又は指定介護予防リハビリテーション（以下、「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）に従事している者について、同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「-」を記載すること。

① 理学療法士（指定居宅サービス基準第76条第1項又は指定介護予防サービス基準第79条第1項に規定する「理学療法士」をいう。以下、この事項において同じ。）

② 作業療法士（指定居宅サービス基準第76条第1項又は指定介護予防サービス基準第79条第1項に規定する「作業療法士」をいう。以下、この事項において同じ。）

③ 言語聴覚士（指定居宅サービス基準第76条第1項又は指定介護予防サービス基準第79条第1項に規定する「言語聴覚士」をいう。以下、この事項において同じ。）

④ 事務員

⑤ その他の従業者

(イ) 「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士1人当たりの1か月のサービス提供回数」欄には、（4）イ（ア）の回数を、ア（ア）の①、②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した回数を記載すること。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

- (ア) 「前年度1年間の採用者数」欄には、当該事業所における前年度1年間の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。
- (イ) 「前年度1年間の退職者数」欄には、当該事業所における前年度1年間の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。
- (ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて適用する。

ア 介護（介護予防）サービスの内容等

- (ア) 「短期集中リハビリテーションの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表4訪問リハビリテーション費注3又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表4介護予防訪問リハビリテーション費注3に規定する短期集中リハビリテーション実施加算を受けた場合には「あり」に記すこと。
- (イ) 「サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表4訪問リハビリテーション費口又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表4介護予防訪問リハビリテーション費口に規定するサービス提供体制強化加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

イ 介護（介護予防）サービスの利用者への提供実績

- (ア) 「訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の1か月の提供回数」欄には、記入年月日を含む月の前月において介護報酬を請求したサービスに係る指定居宅サービス報酬基準別表指定居

宅サービス介護給付費単位数表4訪問リハビリテーション費又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表4介護予防訪問リハビリテーション費に規定する回数の合計を記載すること。

- (イ) 「訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供実績」欄には、当該病院等において、訪問リハビリテーションを提供した全ての者について、性別及び年齢別（10歳未満、10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳代及び90歳以上）に該当する人数及びその合計の人数を記載すること。また、理学療法士及び作業療法士が行った訪問リハビリテーションの延べサービス提供回数並びに言語聴覚士が行った訪問リハビリテーションの延べサービス提供回数を記載すること。なお、当該欄の記載内容については、記入年月日を含む月の前月の内容とする。
- ウ 「介護（介護予防）サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5（介護老人保健施設にあっては介護保険法第98条）に規定する広告制限を踏まえること。

- (5) 介護（予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

7 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護

- (1) 事業所を運営する法人等に関する事項
訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。
- (2) 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項
訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。
- (3) 事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事

項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算方法により算出された人数を記載すること。

- ① 生活相談員（指定居宅サービス基準第93条第1項第1号、指定地域密着型サービス基準第42条第1項第1号、指定介護予防サービス基準第97条第1項第1号及び指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項第1号に規定する「生活相談員」をいう。）（指定療養通所介護を除く。）
- ② 看護職員（指定居宅サービス基準第93条第1項第2号、第105条の4、指定地域密着型サービス基準第42条第1項第2号、指定介護予防サービス基準第97条第1項第2号及び指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項第2号に規定する「看護職員」をいう。）
- ③ 介護職員（指定居宅サービス基準第93条第1項、第105条の4、第3号及び指定介護予防サービス基準第97条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、この事項において同じ。）
- ④ 機能訓練指導員（指定居宅サービス基準第93条第1項第4号、指定地域密着型サービス基準第42条第1項第3号、指定介護予防サービス基準第97条第1項第4号及び指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項第3号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、この事項において同じ。）（指定療養通所介護を除く。）
- ⑤ 歯科衛生士（介護予防通所介護に限る。）
- ⑥ 管理栄養士（介護予防通所介護に限る。）
- ⑦ 事務員
- ⑧ その他の従業者

(イ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務

に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員 1 級
- ④ 訪問介護員 2 級
- ⑤ 訪問介護員 3 級
- ⑥ 介護支援専門員

(ウ) 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」欄には、以下の資格を有する機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること（指定療養通所介護を除く）。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師

(エ) 「従業者である生活相談員が有している資格」欄には、以下の資格を有する相談員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専任及び非専任に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

（指定療養通所介護を除く。）。

- ① 社会福祉士
- ② 社会福祉主事

(オ) 「看護職員及び介護職員 1 人当たりの利用者数」欄には、(4) イ (キ) の利用定員を、アの(ア) の②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度 1 年間の採用者数」欄には、当該事業所における前年度 1 年間の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の採用者数（指定療養通所介護においては、看護職員及び介護職員の採用者数）を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること（。

(イ) 「前年度 1 年間の退職者数」欄には、当該事業所における前年度 1 年間の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の退職者数（指定療養通所介護においては、看護職員及び介護職員の退職者数）

を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、看護職員、介護職員、生活相談員及び機能訓練指導員の当該業務に従事した経験年数（指定療養通所介護においては、看護職員及び介護職員の当該業務に従事した経験年数）について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護において適用する。

ア 介護（介護予防）サービスを提供している日時

(ア) 「利用可能な時間帯」欄には、利用者が指定居宅サービス基準第92条等に規定する指定通所介護等（以下、「指定通所介護等」という。）を利用することが可能な時間帯について、2時間以上3時間未満（指定療養通所介護においては3時間以上6時間未満）の指定通所介護を実施している場合には、「あり」に記すとともに、当該指定通所介護の利用が可能な時間帯を記載すること。さらに3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満及び6時間以上8時間未満（指定療養通所介護においては6時間以上8時間未満）の指定通所介護の利用が可能な時間帯をそれぞれ記載すること。なお、「留意事項」欄には、指定通所介護等を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。

(イ) 「6時間以上8時間未満の前後の延長サービスを利用可能な時間帯」欄には、利用者が指定通所介護を指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表6通所介護費注4等に規定する日常生活上の世話を含めて利用することが可能な時間帯について、8時間以上9時間未満及び9時間以上10時間未満の指定通所介護等を実施している場合には、「あり」にそれぞれ記すとともに、当該指定通所介護等の利用が可能な時間帯をそれぞれ記載すること。また、「留意事項」欄には、当該指定通所介護等を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。

イ 介護（介護予防）サービスの内容等

(ア) 「個別機能訓練の実施（I）（介護報酬の加算）の有無」、「個別

機

能訓練の実施（Ⅱ）（介護報酬の加算）の有無」及び「個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表6通所介護費注7、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2認知症対応型通所介護費注5又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表1介護予防認知症対応型通所介護費注6に規定する個別機能訓練加算を受けた場合は「あり」に記すこと（介護予防通所介護及び指定療養通所介護を除く。）。

(イ) 「入浴介助の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表6通所介護費注6、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2認知症対応型通所介護費注4又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表1介護予防認知症対応型通所介護費注4に規定する入浴介助に係る加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防通所介護及び指定療養通所介護を除く）。

(ウ) 「若年性認知症利用者の受入（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表6通所介護費注8、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2認知症対応型通所介護費注6、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表6介護予防通所介護費注3又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表1介護予防認知症対応型通所介護費注5に規定する若年性認知症利用者受入加算を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く）。

(エ) 「栄養改善サービスの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表6通所介護費注9、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2認知症対応型通所介護費注7、指定介護予防サービス

報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 6 介護予防通所介護費ニ又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費注 7 に規定する栄養マネジメント加算を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。

(オ) 「口腔機能向上サービスの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 6 通所介護費注 10 、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 2 認知症対応型通所介護費注 8 、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 6 介護予防通所介護費ホ又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費注 8 に規定する口腔機能向上加算を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。

(カ) 「利用者の送迎の実施の有無」欄には、指定通所介護等の実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施している場合には「あり」に記すこと。

(キ) 「利用定員」欄には、当該事業所の利用定員を記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 100 条、第 105 条の 15 、指定地域密着型サービス基準第 54 条、指定介護予防サービス基準第 101 条及び指定地域密着型介護予防サービス基準第 27 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

(ク) 「アクティビティの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 6 介護予防通所介護費ロに規定するアクティビティ実施加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防通所介護に限る。）。

(ケ) 「運動器機能向上サービスの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 6 介護予防通所介護費ハに規定する運動器機能向上加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防通所介護に限る。）。

(コ) 「事業所評価加算の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防

サービス介護給付費単位数表 6 介護予防通所介護費へに規定する事業所評価加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防通所介護に限る。）。

ウ 介護（介護予防）サービスを提供する事業所、設備等の状況

（ア）建物の構造

- a 「配置階」欄には、当該事業所を置いている階数をそれぞれ記載すること。
- b 「地上階」欄には、当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- c 「地下階」欄には、当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

（イ）「送迎車輛の有無」欄には、当該事業所が利用者の送迎のための車輛を有している場合には、「あり」に記すとともに、車輛の保有台数を記載すること。「リフト車輛の設置状況」欄には、送迎車輛のうち、当該事業所が利用者の送迎のための車椅子に対応可能なリフト車輛（以下「リフト車輛」という。）を有している場合には、「あり」に記すとともに、リフト車輛の保有台数を記載すること。「他の車輛の形態」欄には、リフト車輛以外で特記すべき車輛を有している場合には、「あり」に記すとともに、特記すべき主な車輛の形態、特徴等を記載すること。

（ウ）「食堂の面積」欄には、食堂の面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第95条第2項、指定地域密着型サービス基準第44条第2項、指定介護予防サービス基準第99条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第2項に規定する設備の基準等との整合性を図ること（指定療養通所介護を除く。）。

（エ）「機能訓練室の面積」欄には、機能訓練室の面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第95条第2項、指定地域密着型サービス基準第44条第2項、指定介護予防サービス基準第99条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第2項に規定する設備の基準等との整合性を図ること（指定療養通所介護を除く。）。

（オ）「食堂及び機能訓練室の利用者1人当たりの面積」欄には、食堂及び機能訓練室の面積を利用定員数で除した数を、平方メートルを用いて記載すること（指定療養通所介護を除く。）。

- (カ) 「静養室の面積」欄には、静養室の面積を平方メートルを用いて記載すること（指定療養通所介護を除く。）。
- (キ) 「相談室の面積」欄には、相談室の面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第95条第2項、指定地域密着型サービス基準第44条第2項、指定介護予防サービス基準第99条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第2項に規定する設備の基準等との整合性を図ること（指定療養通所介護を除く。）。
- (ク) 「専用の部屋の面積」欄には、明確に区分され他の部屋等から完全に遮蔽された専用の部屋の総面積を記載すること（指定療養通所介護を行うにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者毎の部屋の設置を求めるものではない。）。（指定療養通所介護に限る。）
- (ケ) 「専用の部屋の利用者1人当たりの面積」欄には、専用の部屋の面積を利用者数で除した面積を記載すること（指定療養通所介護に限る。）。
- (コ) 「便所の設置数」欄には、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数（指定療養通所介護においては専用便所、兼用便所の数）を記載するとともに、そのうち車いすの対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。
- (サ) 「浴室の設備の状況」欄には、浴室の総数（指定療養通所介護においては専用浴室、兼用浴室の総数）を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。
- (シ) 「消火設備等の状況」欄には、消火設備等の設備を有している場合には、それぞれ「あり」に記すこと。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第95条第1項、第105条の7第1項、指定地域密着型サービス基準第44条第1項、指定介護予防サービス基準第99条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第1項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。
- (ス) 「福祉用具の設置状況」欄には、利用者が利用することが可能な車いす、歩行補助つえ、歩行器の設備を有している場合には、それぞれ「あり」に記すこと。さらに、「その他」欄には、車椅子、歩行補助つえ、歩行器以外の利用者が自立して行うことを補助する福祉用具を

有している場合には、「あり」に記すとともに、その名称を記載すること。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護において適用する。

ア 介護（予防）給付以外のサービスに要する費用

(ア) 「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対して行う送迎の費用の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第96条第3項第1号、指定地域密着型サービス基準第49条第3項第1号、指定介護予防サービス基準第100条第3項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第3項第1号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

(イ) 「利用者の選定により、通常要する時間を超えるサービスを提供する場合の費用の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第96条第3項第2号、指定地域密着型サービス基準第49条第3項第2号、指定介護予防サービス基準第100条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第3項第2号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること（介護予防通所介護及び指定療養通所介護を除く。）。

(ウ) 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第96条第3項第3号、指定地域密着型サービス基準第49条第3項第3号、指定介護予防サービス基準第100条第3項第2号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第3項第3号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

(エ) 「おむつ代及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第96条第3項第4号、指定地域密着型サービス基準第49条第3項第4号、指定介護予防サービス基準第100条第3項第3号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第3項第4号に規定する費用の

額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

(オ) 「当該介護（介護予防）サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（日常生活費）の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第96条第3項第5号、指定地域密着型サービス基準第49条第3項第5号、指定介護予防サービス基準第100条第3項第4号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第3項第5号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

8 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び指定療養通所介護

(1) 事業所を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(2) 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び指定療養通所介護において適用する。

事業所の管理者の氏名及び職名

「氏名」欄には、当該事業所の指定居宅サービス基準第105条の5、第116条又は指定介護予防サービス基準第119条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

(3) 事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び指定療養通所介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

- ① 医師（指定居宅サービス基準第111条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第117条第1項第1号に規定する「医師」をいう。）（指定療養通所介護を除く。）
- ② 理学療法士（指定居宅サービス基準第111条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第117条第1項第2号に規定する「理学療法士」をいう。）（指定療養通所介護を除く。）
- ③ 作業療法士（指定居宅サービス基準第111条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第117条第1項第2号に規定する「作業療法士」をいう。）（指定療養通所介護を除く。）
- ④ 言語聴覚士（指定居宅サービス基準第111条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第117条第1項第2号に規定する「言語聴覚士」をいう。）（指定療養通所介護を除く。）
- ⑤ 看護職員（指定居宅サービス基準第93条第1項第2号（第105条の4）、第111条第1項第2号、指定介護予防サービス基準第117条第1項第2号に規定する「看護職員」をいう。）
- ⑥ 介護職員（指定居宅サービス基準第111条第1項第2号、指定介護予防サービス基準第117条第1項第2号又は指定居宅サービス基準第93条第1項第3号（第105条の4）に規定する「介護職員」をいう。）
- ⑦ 相談援助員（利用者に対する相談援助業務に従事する従業者をいう。）（療養通所介護を除く。）
- ⑧ 歯科衛生士（介護予防通所リハビリテーションに限る。）
- ⑨ 管理栄養士（介護予防通所リハビリテーションに限る。）
- ⑩ 事務員
- ⑪ その他の従業者

(イ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること（指定療養通所介護に限る。）。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員1級

- ④ 訪問介護員 2 級
- ⑤ 訪問介護員 3 級
- ⑥ 介護支援専門員

(ウ) 「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1 人当たりの利用者数」欄には、(4) のイの(シ) の利用定員を、アの(ア) の②、③及び④に係る常勤換算方法により算出された人数の合計で除した人数を記載すること（指定療養通所介護を除く。）。

(エ) 「看護職員及び介護職員 1 人当たりの利用者数」欄には、(4) イ(シ) の利用定員を、アの(ア) の⑤及び⑥に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること（指定療養通所介護に限る。）。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度 1 年間の採用者数」欄には、当該事業所における前年度 1 年間の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の採用者数（指定療養通所介護においては、看護職員及び介護職員の採用者数）を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(イ) 「前年度 1 年間の退職者数」欄には、当該事業所における前年度 1 年間の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の退職者数（指定療養通所介護においては、看護職員及び介護職員の退職者数）を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の当該業務に従事した経験年数（指定療養通所介護においては、看護職員及び介護職員の当該業務に従事した経験年数）について、1 年未満、1 年～3 年未満、3 年～5 年未満、5 年～10 年未満又は10 年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び指定療養通所介護において適用する。

ア 介護（介護予防）サービスを提供している日時

通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。

イ 介護（介護予防）サービスの内容等

- (ア) 「理学療法士等体制強化加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注4に規定する理学療法士等体制強化加算を受けた場合には「あり」に記すこと（通所リハビリテーションに限る。）。
- (イ) 「リハビリテーションマネジメントの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注10に規定するリハビリテーションマネジメント加算を受けた場合には「あり」に記すこと（通所リハビリテーションに限る。）。
- (ウ) 「入浴介助の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注8に規定する入浴介助に係る加算を受けた場合には「あり」に記すこと（通所リハビリテーションに限る。）。
- (エ) 「個別リハビリテーションの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注12に規定する個別リハビリテーション加算加算を受けた場合には「あり」に記すこと（通所リハビリテーションに限る。）。
- (オ) 「認知症短期集中リハビリテーションの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注13に規定する認知症短期集中リハビリテーション加算を受けた場合には「あり」に記すこと（通所リハビリテーションに限る。）。
- (カ) 「若年性認知症利用者の受入（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注14又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表7介護予防通所リハビリテーション注3に規定する若年性認知症利用者受入加算を受けた場合には「あり」

に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。

(キ) 「栄養改善サービスの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注15又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表7介護予防通所リハビリテーション費ハに規定する栄養改善加算を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。

(ク) 「口腔機能向上サービスの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注16又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表7介護予防通所リハビリテーション費ニに規定する口腔機能向上加算を受けた場合には「あり」に記すこと（指定療養通所介護を除く。）。

(ケ) 「サービス提供体制強化加算（I）（介護報酬の加算）の有無」、「サ

ービス提供体制強化加算（II）（介護報酬の加算）の有無」及び「サービス提供体制強化加算（III）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表居宅サービス介護給付費単位数表6通所介護費へ、7通所リハビリテーション費ニ又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表7介護予防通所リハビリテーション費へに規定するサービス提供体制強化加算（I）、（II）、（III）を受けた場合には「あり」にそれぞれ記すこと。

(コ) 「利用者の送迎の実施の有無」欄には、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション又は指定療養通所介護）の実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施している場合には「あり」に記すこと。

(サ) 「居宅訪問による通所リハビリテーション計画の作成及び見直しの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表7通所リハビリテーション費注9に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと（通所リハビリテーションに限る。）。

- (シ) 「利用定員」欄には、当該事業所の利用定員を記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第105条の15、第117条又は指定介護予防サービス基準第120条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。
- (ス) 「運動器機能向上サービスの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表7介護予防通所リハビリテーション費口に規定する運動器機能向上加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防通所リハビリテーションに限る。）。
- (セ) 「事業所評価加算の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表7介護予防通所リハビリテーション費ホに規定する事業所評価加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防通所リハビリテーションに限る。）。
- ウ 介護予防サービスの利用者への提供実績（介護予防通所リハビリテーションに限る。）
- (ア) 「介護予防通所リハビリテーション費の算定件数」欄には、上段に記入年月日を含む月の前月の年月を記載するとともに、下段に記入年月日を含む月の前月において、指定介護予防サービス報酬基準別表に規定する介護予防通所リハビリテーション費の算定件数を記載すること。
- (イ) 「運動器機能向上加算の算定件数」欄には、上段に記入年月日を含む月の前月の年月を記載するとともに、下段に記入年月日を含む月の前月において、指定介護予防サービス報酬基準別表に規定する運動器機能向上加算の算定件数を記載すること。
- (ウ) 「栄養改善加算の算定件数」欄には、上段に記入年月日を含む月の前月の年月を記載するとともに、下段に記入年月日を含む月の前月において、指定介護予防サービス報酬基準別表に規定する栄養改善加算の算定件数を記載すること。
- (エ) 「口腔機能向上加算の算定件数」欄には、上段に記入年月日を含む月の前月の年月を記載するとともに、下段に記入年月日を含む月の前月において、指定介護予防サービス報酬基準別表に規定する口腔機能向上加算の算定件数を記載すること。
- (オ) 「事業所評価加算の算定件数」欄には、上段に記入年月日を含む月

の前月の年月を記載するとともに、下段に記入年月日を含む月の前月において、指定介護予防サービス報酬基準別表に規定する事業所評価加算の算定件数を記載すること。

- エ 介護（介護予防）サービスを提供する事業所、設備等の状況
通所介護、介護予防通所介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて適用する。
- (ア) 「食堂の面積」欄には、食堂の面積を平方メートルを用いて記載すること。
- (イ) 「機能訓練室の面積」欄には、機能訓練室の面積を平方メートルを用いて記載すること。
- (ウ) 「相談室の面積」欄には、相談室の面積を平方メートルを用いて記載すること。
- オ 「介護（介護予防）サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5（介護老人保健施設にあっては介護保険法98条）に規定する広告制限を踏まえること。

（5）介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

通所介護、介護予防通所介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。

9 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

（1）事業所を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

（2）介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護において

て適用する。

ア 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの届出

「老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの届出」欄には、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下、「有料老人ホーム」という。）の届出を行っている場合には、「あり」に記すこと（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）。

イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの許可等

「老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの許可等」欄には、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（以下、「軽費老人ホーム」という。）に該当する場合には、「あり」に記すこと（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）。

ウ 有料老人ホーム又は軽費老人ホームの開設年月日

「有料老人ホーム又は軽費老人ホームの開設年月日」欄には、当該有料老人ホーム又は当該軽費老人ホームが開設した年月日を記載すること（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）。

エ 適合高齢者専用賃貸住宅の届出年月日

「適合高齢者専用賃貸住宅の届出年月日」欄には、介護保険法施行規則第15条第3号及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準の規定に基づき、適合高齢者専用賃貸住宅の届出がなされた年月日を記入すること（適合高齢者専用賃貸住宅に限る。）。

（3）事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

（ア）「有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の職員の人数及びその勤務形態」欄には、有料老人ホーム、軽費老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅における以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。なお、（オ）「特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護）

の提供に当たる従業者的人数及びその勤務形態」と重複する従業者については、両表の常勤（専従又は非専従）又は非常勤（専従又は非専従）の欄に常勤又は非常勤の勤務形態に応じてそれぞれ記載すること。

- ① 施設長
- ② 生活相談員
- ③ 看護職員
- ④ 介護職員
- ⑤ 機能訓練指導員
- ⑥ 計画作成担当者
- ⑦ 栄養士
- ⑧ 調理員
- ⑨ 事務員
- ⑩ その他の従業者

(イ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する、当該有料老人ホーム、当該軽費老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅における介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者的人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員 1級
- ④ 訪問介護員 2級
- ⑤ 訪問介護員 3級
- ⑥ 介護支援専門員

(ウ) 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」欄には、以下の資格を有する、当該有料老人ホーム、当該軽費老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅における機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者的人数を記載すること。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師

(エ) 「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」欄には、

夜勤（宿直を除く。）を行う当該有料老人ホーム、当該軽費老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅における看護職員及び介護職員のうち、夜勤時間帯の最少時及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該有料老人ホーム、当該軽費老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

(才) 「特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態」欄には、特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に当たる以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

- ① 生活相談員（指定居宅サービス基準第175条第1項第1号、第192条の4第1項第1号又は第192条の4第2項第1号、指定地域密着型サービス基準第110条第1項第1号、指定介護予防サービス基準第231条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第255条第1項第1号又は第255条第2項第1号に規定する「生活相談員」をいう。）
- ② 看護職員（指定居宅サービス基準第175条第1項第2号、指定地域密着型サービス基準第110条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第231条第1項第2号に規定する「看護職員」をいう。以下、この事項において同じ）（外部サービス利用型を除く。）
- ③ 介護職員（指定居宅サービス基準第175条第1項第2号、第192条の4第1項第2号若しくは第192条の4第2項第2号、指定地域密着型サービス基準第110条第1項第2号、指定介護予防サービス基準第231条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第255条第1項第2号又は第255条第2項第2号に規定する「介護職員」をいう。以下、この事項において同じ）
- ④ 機能訓練指導員（指定居宅サービス基準第175条第1項第3号、指定地域密着型サービス基準第110条第1項第3号又は指定介護予防サービス基準第231条第1項第3号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、この事項において同じ）（外部サービス利用型を除く。）
- ⑤ 計画作成担当者（指定居宅サービス基準第175条第1項第4号、指定居宅サービス基準第192条の4第1項第3号又は第192条

の4第2項第3号、指定地域密着型サービス基準第110条第1項第4号、指定介護予防サービス基準第231条第1項第4号、第255条第1項第3号又は第255条第2項第3号に規定する「計画作成担当者」をいう。以下、この事項において同じ）

⑥ その他の従業者

(カ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する、特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に当たる介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員1級
- ④ 訪問介護員2級
- ⑤ 訪問介護員3級
- ⑥ 介護支援専門員

(キ) 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」欄には、以下の資格を有する、特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に当たる機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること（外部サービス利用型を除く。）。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師

(ク) 「看護職員及び介護職員1人当たりの特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の利用者数」欄には、当該サービスに係る入居者数を、ア（オ）の②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること（有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型及び軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型を除く。）。

(ケ) 「介護職員1人当たりの特定施設入居者生活介護の利用者数」欄に

には、当該サービスに係る入居者数を、ア（オ）②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること（有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型及び軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型に限る。）。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

（ア）「前年度1年間の採用者数」欄には、当該事業所における前年度1年間の特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に当たる看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の採用者数（有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型及び軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型については、介護職員、生活相談員及び計画作成担当者の採用者数）を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

（イ）「前年度1年間の退職者数」欄には、当該事業所における前年度1年間の特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に当たる看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の退職者数（有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型及び軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型については、介護職員、生活相談員及び計画作成担当者の退職者数）を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

（ウ）「業務に従事した経験年数」欄には、特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に当たる看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の当該業務に従事した経験年数（有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型及び軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型については、介護職員、生活相談員及び計画作成担当者の当該業務に従事した経験年数）について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

（4）介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、特定施設入居者生活介護、地域密

着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護において適用する。

ア 介護予防及び介護度進行予防に関する方針

事業所の運営に関する方針のうち、特に介護予防や介護度進行予防に関する方針について記載することが望ましいが、両方に記載することが困難な場合はどちらかのみの記載でも構わない。

イ 介護（介護予防）サービスの内容、利用定員等

(ア) 「個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表10特定施設入居者生活介護注2、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表5地域密着型特定施設入居者生活介護費注2又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表10介護予防特定施設入居者生活介護費注2に規定する個別機能訓練加算を受けた場合には「あり」に記すこと（外部サービス利用型を除く。）。

(イ) 「夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表10特定施設入居者生活介護費注3又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表5地域密着型特定施設入居者生活介護費口に規定する夜間看護体制加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型を除く。）。

(ウ) 「医療機関連携加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表10特定施設入居者生活介護費注4、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表5地域密着型特定施設入居者生活介護費注3又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表10介護予防特定施設入居者生活介護費注3に規定する医療機関連携加算を受けた場合には「あり」に記すこと（外部サービス利用型を除く。）。

(エ) 「人員配置が手厚い介護（介護予防）サービスの実施の有無」欄には、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成12年3月30日老企第52

号) に規定する 2 保険給付対象外の介護サービス費用を受領できる場合 (1) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料①又は②のいずれかの要件を満たす場合 (以下、「人員配置が手厚い介護(介護予防)サービス」) には、「あり」に記すこと。

(オ) 「利用者の個別的な選択による介護(介護予防)サービスの実施状況」の「別紙」欄には、以下の事項について、特定施設入居者生活介護費(地域密着型特定施設入居者生活介護費又は介護予防特定施設入居者生活介護費)で実施するサービス、特定施設入居者生活介護費(地域密着型特定施設入居者生活介護費又は介護予防特定施設入居者生活介護費)、各種一時金及び月額の利用料等で実施するサービス、別途利用料を徴収した上で実施するサービス、管理費・共益費で実施するサービス、受託居宅サービス事業所が実施するサービスを実施している場合には、それぞれ「あり」に記すこと(管理費・共益費で実施するサービスは適合高齢者専用賃貸住宅に、受託居宅サービス事業所が実施するサービスは外部サービス利用型に限る。)。

a 介護(介護予防)サービス

- ① 食事介助
- ② 排泄介助・おむつ交換
- ③ おむつ代
- ④ 入浴(一般浴)介助・清拭
- ⑤ 特浴介助
- ⑥ 身辺介助(移動・着替え等)
- ⑦ 機能訓練
- ⑧ 通院介助(協力医療機関)
- ⑨ 通院介助(協力医療機関以外)

b 生活サービス

- ① 居室清掃
- ② リネン交換
- ③ 日常の洗濯
- ④ 居室配膳・下膳
- ⑤ 入居者の嗜好に応じた特別な食事
- ⑥ おやつ
- ⑦ 理美容師による理美容サービス
- ⑧ 買い物代行(通常の利用区域)
- ⑨ 買い物代行(前記以外の区域)

- ⑩ 役所手続き代行
 - ⑪ 金銭・貯金管理
 - c 健康管理サービス
 - ① 定期健康診断
 - ② 健康相談
 - ③ 生活指導・栄養指導
 - ④ 服薬支援
 - ⑤ 生活リズムの記録（排便・睡眠等）
 - d 入退院時・入院中のサービス
 - ① 移送サービス
 - ② 入退院時の同行（協力医療機関）
 - ③ 入退院時の同行（協力医療機関以外）
 - ④ 入院中の洗濯物交換・買い物
 - ⑤ 入院中の見舞い訪問
- (カ) 「協力医療機関の名称」欄には、指定居宅サービス基準第191条第1項、第192条の12、指定地域密着型サービス基準第127条第1項、指定介護予防サービス基準第242条第1項又は第262条に規定する協力医療機関の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。
- (キ) 「協力歯科医療機関」欄には、指定居宅サービス基準第191条第2項、第192条の12、指定地域密着型サービス基準第127条第2項又は指定介護予防サービス基準第242条第2項、第262条に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。
- (ク) 「運営推進会議の開催状況」欄には、前年度1年間の開催実績、参加者人数、協議内容等について記載すること。
- (ケ) 要介護時における居室の住み替えに関する事項（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）
 - a 「要介護時に介護を行う場所」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホームの入居者が介護を要する状態になった場合に、居室の住み替えの実施の有無、介護を行う場所の名称等を記載すること。なお、有料老人ホームにあっては、有料老人ホーム標準指導指針4規模及び構造設備（6）に規定する介護居室、一時介護室に類するものが当たる。
 - b 入居後に居室を住み替える場合

- (a) 一時介護室（有料老人ホーム標準指導指針4 規模及び構造設備（6）に規定する一時介護室をいう。以下、同じ。）へ移る場合
- ① 「判断基準・手続について」欄には、要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇することを判断する基準及びその場合における、本人の意思の確認、医師からの意見徵収等の手続きの内容を記載すること。
 - ② 「追加的費用の有無」欄には、要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇することにより、別途費用が生じる場合には、「あり」に記すこと。
 - ③ 「居室利用権の取扱い」欄には、要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇することにより、従前の居室の利用権の取扱い等の内容を記載すること。
 - ④ 「入居一時金償却の調整の有無」欄には、要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇することにより、入居時に支払った一時金（有料老人ホーム標準指導指針9 利用料等（1）家賃相当額ウに規定する一時金をいう。）の償却について調整が生じる場合には、「あり」に記すこと。
 - ⑤ 「従前の居室からの面積の増減の有無」欄には、要介護状態になる前に入居者が入居していた一般居室（有料老人ホーム標準指導指針4 規模及び構造設備（6）に規定する一般居室をいう。以下、同じ。）と一時介護室の面積の増減がある場合には、「あり」と記すこと。
 - ⑥ 「従前居室との仕様の変更」欄には、以下の事項について、要介護状態になる前に入居者が入居していた一般居室（有料老人ホーム標準指導指針4 規模及び構造設備（6）に規定する一般居室をいう。以下、同じ。）と一時介護室の変更が生じる場合には、「あり」に記すこと。さらに、「その他の変更の有無」欄に、以下の事項以外に変更が生じる場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。
 - i 便所の変更の有無
 - ii 浴室の変更の有無
 - iii 洗面所の変更の有無
 - iv 台所の変更の有無
 - v その他の変更の有無
- (b) 介護居室（有料老人ホーム標準指導指針4 規模及び構造設備

(6) に規定する介護居室をいう。以下、同じ。) へ移る場合
一時介護室へ移る場合に準じること。

(c) その他 (一時介護室及び介護居室以外をいう。) へ移る場合
一時介護室へ移る場合に準じること。

(コ) 有料老人ホーム及び軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居に関する要件

「有料老人ホーム及び軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居に関する要件」欄には、以下の事項について、当該有料老人ホーム並びに当該軽費老人ホーム又は当該適合高齢者専用賃貸住宅の入居の対象としている場合には、「あり」に記すこと。さらに、「留意事項」欄には、当該有料老人ホーム並びに当該軽費老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅の入居の要件に関する留意事項を記載すること。

- ① 自立をしている者を対象
- ② 要支援の者を対象
- ③ 要介護の者を対象

(サ) 契約の解除の内容

契約の解除についての要件がある場合にはその内容を記入すること。
契約の解除についての要件がない場合は、その旨記入すること（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）。

(シ) 体験入居の内容

体験入居を行っている場合は、その内容を記入すること。

(ス) 入居定員

「入居定員」欄には、特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を受ける有料老人ホーム、軽費老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅の入居者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第189条、第192条の9、指定地域密着型サービス基準第125条第、指定介護予防サービス基準第240条又は第259条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

ウ 有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居者の状況

(ア) 「入居者の人数」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居者について、年齢（65歳未満、65歳以上75歳未満、75歳以上85歳未満及び85歳以上）別に、自立、要支援（要支援1及び2）及び要介護（要介護1、2、3、4及

び5)に該当する者を記載すること。

- (イ) 「入居者の平均年齢」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居者の平均年齢を小数点第1位まで記載すること。
- (ウ) 「入居者の男女別人数」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居者について、男女の別に該当する者的人数を記載すること。
- (エ) 「入居率（一時的に不在となっている者を含む）」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居者数を、有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居定員で除した数を記載すること。
- (オ) 「前年度の有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）を退居した者的人数」欄には、記入年月日を含む年度の前年度における有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）を退居した者について、その退居先（自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者、その他）別に、自立、要支援（要支援1及び2）及び要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者的人数を記載すること。
- (カ) 「入居者の入居期間」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の入居者について、その入居期間（6ヶ月未満、6ヶ月以上1年未満、1年以上5年未満、5年以上10年未満、10年以上15年未満及び15年以上）別に該当する者的人数を記載すること。

ウ 介護（介護予防）サービスを提供する事業所、設備等の状況

- (ア) 建物の構造
- a 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」欄には、当該有料老人ホーム及び当該軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」欄には、当該有料老人ホーム及び当該軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であつて、火災に係る利用者の安全性の確保対策」欄には、指定居宅サービス基準第177条第

2項、第192条の6第2項、指定地域密着型サービス基準第112条第2項、指定介護予防サービス基準第233条第2項又は第257条第2項の規定に適合する安全性の確保対策を行うことにより、耐火又は準耐火建築物であることを要しない建物である場合には、「あり」に記すこと。

(イ) 居室の状況（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）

- a 「一般居室個室」欄には、一般居室であって個室を有している場合には、「あり」に記すとともに、その室数及び1の居室の床面積（複数ある場合には、最も多い居室の1の床面積とする。）を記載すること。なお、利用者の処遇上必要な場合であって、その居室を配偶者等と利用している場合には、個室として取り扱うこと。
 - b 「一般居室相部屋」欄には、一般居室であって相部屋を有している場合には、「あり」に記すとともに、その室数、人数及び1の居室の床面積（複数ある場合には、最も多い居室の1の床面積とする。）をそれぞれ記載すること。
 - c 「介護居室個室」欄には、介護居室であって個室を有している場合には、「あり」に記すとともに、その室数及び1の居室の床面積（複数ある場合には、最も多い居室の1の床面積とする。）をそれぞれ記載すること。
 - d 「介護居室相部屋」欄には、介護居室であって相部屋を有している場合には、「あり」に記すとともに、その室数、人数及びその床面積（複数ある場合には、最も多い居室の1の床面積とする。）をそれぞれ記載すること。
 - e 「一時介護室」欄には、一時介護室を有している場合には、「あり」に記すとともに、その室数、人数及びその床面積（複数ある場合には、最も多い居室の床面積とする。）をそれぞれ記載すること。
- (ウ) 「住戸の状況」欄には、入居者が居住する住戸のタイプ（例：1R、1K、1LDK等）を記載するとともに、その床面積を記載すること（適合高齢者専用賃貸住宅に限る。）。

(エ) 「共同便所の設置数」欄には、入居者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いすの対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）。

- (オ) 「個室の便所の設置数」欄には、入居者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）。
- (カ) 「住戸の設備」欄には、住戸の設備の状況を記載すること。台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室の各々の状況について、「全戸にあり」「一部にあり（設置率も記載）」「なし」のいずれかを記載すること（適合高齢者専用賃貸住宅に限る。）。
- (キ) 「浴室の設備の状況」（適合高齢者専用賃貸住宅においては「共同ひょくしつの設備状況」）欄には、浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。
- (ク) 「食堂の設備状況」欄には、食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入居者等が調理を行う設備状況」欄には、入居者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。
- (ケ) 「その他の共用施設の設備状況」欄には、共同便所、浴室及び食堂以外の共用施設の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。
- (コ) 「バリアフリーの対応状況」欄には、バリアフリーの対応の状況について、その内容を記載すること。
- (サ) 「消火設備等の状況」欄には、消火設備等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。
- (シ) 「緊急通報装置の設置状況」欄には、緊急通報装置を全ての居室内（一般居室、介護居室及び一時介護室をいう。）に設置している場合は、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。
- (ス) 「外線電話回線の設置状況」欄には、外線電話回線を全ての居室内に設置している場合には、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。
- (セ) 「テレビ回線の設置状況」欄には、テレビ回線を全ての居室内に設置している場合には、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。
- (ゾ) 事業所の敷地に関する事項

- a 「敷地の面積」欄には、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅）の敷地の面積を平方メートルを用いて記載すること。
 - b 「事業所を運営する法人が所有」欄には、当該敷地を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該敷地の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該敷地に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。
 - c 「貸借（借地）」欄には、当該敷地が借地の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。
- (タ) 事業所の建物に関する事項
事業所の敷地に関する事項に準じること。
- エ 受託居宅（介護予防）サービス事業所に関する事項（外部サービス利用型に限る。）
指定居宅（介護予防）サービス基準第192条の10又は指定介護予防サービス基準第260条の規定に基づき当該事業所が契約している受託居宅（介護予防）サービス事業所が実施する介護（介護予防）サービス内容について記載すること
- 。
- 介護（介護予防）サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護（介護予防）サービスを行う設置主体、名称、所在地について記載すること。

- (5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- ア 年齢により一時金の料金が異なる場合（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）
「年齢により一時金の料金が異なる場合」欄には、年齢により一時金の料金が異なる場合には、「あり」に記すこと。
- イ 一時金に関する費用（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）
一時金方式と月払い方式を利用者の選択として併用している場合には、いずれか事例の多い方法について記載すること。
- (ア) 「①居室に要する一時金（一般居室や介護居室、共用部分の利用の

ための家賃相当額に充当されるもの）」欄には、居室に要する一時金がある場合には「あり」に記すとともに、以下の事項を記載すること。

a 「名称」欄には、一時金の名称を記載とともに、居室の人数による一時金の最低の額、最高の額並びに最多価格帯及びその室数を記載するとともに、留意事項がある場合には、その内容を記載すること。

b 一時金の償却に関する事項

(a) 儚却開始

① 「入居をした月」欄には、一時金の償却が入居した月に開始する場合には、「あり」に記すこと。

② 「上記以外」欄には、当該償却が入居した月以外に償却が開始する場合には、その内容を記載すること。

(b) 「初期償却率（%）」欄には、当該一時金の初期における償却率を記載すること。

(c) 「償却年月数」欄には、当該一時金の償却に係る年月数を記載すること。

(d) 「留意事項」欄には、一時金の償却に関する留意事項がある場合には、その内容を記載すること。

c 「解約時返還金の算定方法」欄には、入居に関する契約の解除時における一時金の返還額に関する算定方法を記載すること。

d 「保全措置の実施状況」欄には、一時金に関する必要な保全措置を実施している場合には、「あり」に記すこと。なお、老人福祉法第29条第6項に規定する前払金の保全措置を踏まえること。

(イ) 「②利用者の選定による介護（介護予防）サービス利用料（人員配置が手厚い場合の介護（介護予防）サービス）」欄には、人員配置が手厚い場合の介護（介護予防）サービスに要する一時金がある場合には「あり」に記すとともに、その内容、利用料及び以下の事項を記載すること。

a 「「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠」欄には、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠に基づく場合には、「あり」に記すこと。

b 「名称」欄には、一時金の名称を記載すること。

c 「一時金の償却に関する事項」

(a) 償却開始

① 「入居をした月」欄には、一時金の償却が入所した月に開始する場合には、「あり」に記すこと。

② 「サービス提供を開始した月」欄には、一時金の償却がサービス提供を開始した月に開始する場合には、「あり」に記すこと。

③ 「上記以外」欄には、当該償却が入所した月又はサービス提供を開始した月以外に償却が開始する場合には、その内容を記載すること。

(b) 「初期償却率 (%)」欄には、当該一時金の初期における償却率を記載すること。

(c) 「償却年月数」欄には、当該一時金の償却に係る年月数を記載すること。

(d) 「留意事項」欄には、一時金の償却に関する留意事項がある場合には、その内容を記載すること。

d 「解約時返還金の算定方法」欄には、入居に関する契約の解約時における一時金の返還額に関する算定方法を記載すること。

e 「保全措置の実施状況」欄には、一時金に関する必要な保全措置を実施している場合には、「あり」に記すこと。なお、老人福祉法第29条第6項に規定する前払金の保全措置を踏まえること。

(ウ) 「③利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービス利用料」欄には、人員配置が手厚い場合の介護（介護予防）サービス以外の利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービス利用に要する一時金がある場合には「あり」に記すとともに、その内容、利用料及び以下の事項を記載すること。

a 「名称」欄には、一時金の名称を記載すること。

b 「一時金の償却に関する事項」

(a) 償却開始

① 「入居をした月」欄には、一時金の償却が入所した月に開始する場合には、「あり」に記すこと。

② 「サービス提供を開始した月」欄には、一時金の償却がサービス提供を開始した月に開始する場合には、「あり」に記すこと。

③ 「上記以外」欄には、当該償却が入所した月又はサービス提供を開始した月以外に償却が開始する場合には、その内容を記

載すること。

- (b) 「初期償却率(%)」欄には、当該一時金の初期における償却率を記載すること。
- (c) 「償却年月数」欄には、当該一時金の償却に係る年月数を記載すること。
- (d) 「留意事項」欄には、一時金の償却に関する留意事項がある場合には、その内容を記載すること。
- c 「解約時返還金の算定方法」欄には、入居に関する契約の解除時における一時金の返還額に関する算定方法を記載すること。
- d 「保全措置の実施状況」欄には、一時金に関する必要な保全措置を実施している場合には、「あり」に記すこと。なお、老人福祉法第29条第6項に規定する前払金の保全措置を踏まえること。
- (エ) 「④その他に要する一時金」欄には、入居及び利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービス利用以外に要する一時金がある場合には「あり」に記すとともに、その内容、利用料及び以下の事項を記載すること。
 - a 「名称」欄には、一時金の名称を記載すること。
 - b 「解約時返還金の算定方法」欄には、入居に関する契約の解除時における一時金の返還額に関する算定方法を記載すること。
 - c 「保全措置の実施状況」欄には、一時金に関する必要な保全措置を実施している場合には、「あり」に記すこと。なお、老人福祉法第29条第6項に規定する前払金の保全措置を踏まえること。
 - e 「留意事項」欄には、一時金の償却に関する留意事項がある場合には、その内容を記載すること。
- ウ (例1) 75歳の自立をしている者1人が新たに入居する場合、負担すべき一時金（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）
 - 「入居条件に自立が含まれている場合」欄には、当該有料老人ホーム及び当該軽費老人ホームの入居の対象に自立している者が含まれている場合には、「あり」に記すとともに、以下の事項を記載すること。
- (ア) 「居室の条件」欄には、居室の面積や設備等の条件を記入する。
- (イ) 「①居室に要する一時金（一般居室や介護居室、共用部分の利用のための家賃相当額に充当されるもの）」欄には、居室に要する一時金がある場合には「あり」に記すとともに、その費用の最低の額、最高の額並びに最多価格帯及びその室数を記載し、留意事項がある場合には、その内容を記載すること。また、解約時の一時金返還額の算定方

法を記載すること。

- (ウ) 「②利用者の選定による介護（介護予防）サービスに要する一時金（人員配置が手厚い場合の介護（介護予防）サービス）」欄には、利用者の選定による介護（介護予防）サービスに要する一時金がある場合には「あり」に記すとともに、その費用の額を記載し、留意事項がある場合には、その内容を記載すること。また、解約時の一時金返還額の算定方法を記載すること。
- (エ) 「③利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービスに要する一時金」欄には、利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービスに要する一時金がある場合には「あり」に記すとともに、その費用の額を記載し、留意事項がある場合には、その内容を記載すること。また、解約時の一時金返還額の算定方法を記載すること。
- (オ) 「④その他に要する一時金」欄には、居室、利用者の選定による介護（介護予防）サービス、利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービスに要する一時金以外の一時金がある場合には「あり」に記すとともに、その費用の額を記載し、留意事項がある場合には、その内容を記載すること。また、解約時の一時金返還額の算定方法を記載すること。

エ (例2) 75歳の要介護（要支援）2の者1人が新たに入居する場合、負担すべき一時金（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）

(例1) 75歳の自立をしている者1人が新たに入居する場合、負担すべき一時金に準じること。

オ 介護保険給付以外のサービスに要する費用（適合高齢者専用賃貸住宅を除く。）

一時金方式と月払い方式を利用者の選択として併用している場合には、いずれか事例の多い方法について記載すること。

(ア) 月払いの場合の利用料の額

- a 「管理費」欄には、月額の利用料に管理費がある場合には「あり」に記すとともに、その金額及び留意事項がある場合には、その内容を記載すること。
- b 「食費」欄には、月額の利用料に食費がある場合には「あり」に記すとともに、その金額及び留意事項がある場合には、その内容を記載すること。当該食費がない場合には「なし」に記すこと。
- c 「光熱水費」欄には、月額の利用料に管理費がある場合には「あり」に記すとともに、その金額及び留意事項がある場合には、その

内容を記載すること。当該光熱費がない場合には「なし」に記すこと。

d 利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービス利用料

(a) 「人員配置が手厚い場合の介護（介護予防）サービス」欄には、月額の利用料に人員配置が手厚い場合の介護（介護予防）サービスに要する利用料がある場合には、「あり」に記すとともに、その金額及び内容を記載すること。さらに、「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠」欄には、当該利用料が、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠に基づいている場合には、「あり」に記すこと。

(b) 「個別的な選択による介護（介護予防）サービス」欄には、月額の利用料に個別的な選択による介護（介護予防）サービスに要する利用料がある場合には、「あり」に記すとともに、その金額及び内容を記載すること。

e 「家賃相当額」欄には、月額の利用料に家賃相当額がある場合には「あり」に記すとともに、その最低の額、最高の額並びに最多価格帯及びその室数を記載すること。また、留意事項がある場合には、その内容を記載すること。

f 「その他に必要な月額利用料」欄には、月額の利用料に管理費、食費、光熱水費、利用者の個別的な選択による介護（介護予防）サービス利用料、家賃相当額以外に要する費用がある場合には、「あり」に記すとともに、その金額及び内容を記載すること。

(イ) 「その他、一時金及び利用料以外に必要な利用料」欄には、一時金及び月額の利用料以外に要する利用料がある場合には、「あり」に記すとともに、その金額及び内容を記載すること。

カ 賃金住宅の料金に関する事項（適合高齢者専用賃貸住宅に限る。）

(ア) 「家賃」欄には、当該適合高齢者専用賃貸住宅における、月額家賃の最低額および最高額を記載すること。また、最も多い価格帯の金額及びその戸数を記載すること。

(イ) 「管理費・共益費」欄には、建物の維持管理費に用いられる管理費・共益費の有無について記載すること。「あり」の場合には、その金額も記載すること。

(ウ) 「敷金」欄には、入居時に貸主に預ける一時金（原則として返還さ

- れるもの）の金額を記載すること。
- (エ) 「敷金以外の一時金」欄には、入居時に貸主に支払う一時金（原則として返還されないもの）の名称（礼金など）及び金額を記載すること。
- (オ) 「前払い家賃の概算額」欄には、前払い家賃の最低額及び最高額の概算額を記載すること。
- (カ) 「前払い家賃の保全措置の実施状況」欄には、前払い家賃の保全措置を実施しているか、保全措置を実施している場合にはその内容について記載すること。
- (キ) 「家賃の公的補助の有無」欄には、家賃に対して、一部又は全部を公的に補助する仕組みの有無、及び公的補助をしている場合にはその内容について記載すること。

10 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

(1) 事業所を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(2) 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(3) 事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

- ① 福祉用具専門相談員（指定居宅サービス基準第194条、第208条、指定介護予防サービス基準第266条又は第282条に規定する「福祉用具専門相談員」をいう。以下、同じ。）
 - ② 事務員
 - ③ その他の従業者
- (イ) 「従業者である福祉用具専門相談員が有している資格」欄には、以下の資格を有する福祉用具専門相談員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。
- ① 介護福祉士
 - ② 義肢装具士
 - ③ 保健師
 - ④ 看護師
 - ⑤ 准看護師
 - ⑥ 理学療法士
 - ⑦ 作業療法士
 - ⑧ 社会福祉士
 - ⑨ 介護職員基礎研修
 - ⑩ 訪問介護員1級
 - ⑪ 訪問介護員2級
 - ⑫ 福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了
- (ウ) 「福祉用具専門相談員1人当たりの1か月の利用者数」欄には、記入年月日の前月の請求実績にもとづく利用者の実人数を、ア(ア)の①に係る常勤換算人数で除した人数を記載すること。
- イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等
- (ア) 「前年度1年間の採用者数」欄には、前年度1年間の当該事業所における福祉用具専門相談員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別記載すること。
- (イ) 「前年度1年間の退職者数」欄には、前年度1年間の当該事業所における福祉用具専門相談員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。
- (ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、福祉用具専門相談員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～

5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売において適用する。

ア 介護（介護予防）サービスの内容

（ア）「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の種目の他社からのレンタル実施状況」欄には、当該事業所が扱う「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93条）」に規定する福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（以下、福祉用具の種目という。）について、他社からレンタルを実施している場合には、「あり」に記すとともに、以下の事項を記載すること。

- a 「一部実施」欄には、各福祉用具の種目の一部について、レンタルを実施している場合に、その卸元の名称を記載すること（特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）。
- b 「全て実施」欄には、全ての福祉用具の種目について、レンタルを実施している場合には、その卸元の名称を記載すること（特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）。

（イ）「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の種目の消毒に係る業務の委託状況」欄には、福祉用具の種目の消毒に係る業務を委託している場合には、「あり」に記すとともに、以下の事項を記載すること。

- a 「一部実施」欄には、各福祉用具の種目の一部の消毒に係る業務について、他社に委託している場合には、その委託先の名称を記載すること（特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）。
- b 「全て実施」欄には、全ての福祉用具の種目の消毒に係る業務について、委託している場合には、その委託先の名称を記載すること（特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）。

（ウ）「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売）の種目の配送に係る業務の委託状況」欄には、福祉用具の種目の配送に係る業務を委託している場合には、「あり」に記すとともに、以下の事項を記載すること。

- a 「一部実施」欄には、各福祉用具の種目の一部の配送に係る業務について、他社に委託している場合には、その委託先の名称を記載すること。
- b 「全て実施」欄には、全ての福祉用具の種目の配送に係る業務について、委託している場合には、その委託先の名称を記載すること。
- イ 介護（介護予防）サービスの利用者への提供実績
- 福祉用具の種目のうち、以下の種目について、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与については、記入年月日の前月に指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 1 福祉用具貸与費、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 1 介護予防福祉用具貸与費の介護報酬を請求した場合は、「あり」に記すとともに、その品目数を記載すること。
- また、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、記入年月日の前月に指定特定福祉用具販売を提供し、支払いを受けた場合は、「あり」に記すとともに、その品目数を記載すること。また、福祉用具の種目ごとに、要支援（要支援 1 及び 2）または要介護（経過的要介護、要介護 1、2、3、4 及び 5）に該当する利用者の延べ人数を記載すること。
- なお、経過的要介護については、前年同月の請求実績のみ記載すること。
- ① 車いす
 - ② 特殊寝台
 - ③ 床ずれ防止用具
 - ④ 体位変換器
 - ⑤ 手すり
 - ⑥ スロープ
 - ⑦ 歩行器
 - ⑧ 歩行補助つえ
 - ⑨ 認知症老人徘徊感知機器
 - ⑩ 移動用リフト
- （以上福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与）
- ⑪ 腰掛便座
 - ⑫ 特殊尿器
 - ⑬ 入浴補助用具
 - ⑭ 簡易浴槽

⑯ 移動用リフトのつり具の部分

(以上特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売)

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売において適用する。

ア 介護（予防）給付サービスに要する費用のうち、利用者が負担すべき費用

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の種目については、指定居宅サービス基準第2条第5号又は指定介護予防サービス基準第2条第5号に規定する法定代理受領サービスに該当する指定居宅サービス基準第193条第1項又は指定介護予防サービス基準第265条第1項に規定する指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与を当該事業所が実施している場合には、「あり」に記すとともに、利用者が負担すべき最低の額及び最高の額をそれぞれ記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第200条第1項又は指定介護予防サービス基準第270条第1項に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

また、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の種目については、指定居宅サービス基準第207条又は指定介護予防サービス基準第281条に規定する特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を当該事業所が実施している場合には、「あり」に記すとともに、介護保険法第44条第3項又は介護保険法第56条第3項に規定する現に特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額から居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を差し引いた利用者が負担すべき最低の額及び最高の額をそれぞれ記載すること。

- ① 車いす
- ② 特殊寝台
- ③ 床ずれ防止用具
- ④ 体位変換器
- ⑤ 手すり
- ⑥ スロープ
- ⑦ 歩行器
- ⑧ 歩行補助つえ

- ⑨ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑩ 移動用リフト
(以上福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与。)

- ⑪ 腰掛便座
- ⑫ 特殊尿器
- ⑬ 入浴用いす
- ⑭ 浴槽用手すり
- ⑮ 浴槽内いす
- ⑯ 入浴台
- ⑰ 浴室内すのこ
- ⑱ 浴槽内すのこ
- ⑲ 入浴用介助ベルト
- ⑳ 簡易浴槽

21 移動用リフトのつり具の部分

(以上特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売。)

イ 介護（予防）給付以外のサービスに要する費用

- (ア) 「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外で当該介護（介護予防）サービスを行う場合、それに要する交通費の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第197条第3項第1号、第212条第2項第1号、指定介護予防サービス基準第269条第3項第1号又は第286条第2項第1号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (イ) 「福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合、それに要する費用の額及びその算定方法」欄には、指定居宅サービス基準第197条第3項第2号、第212条第2項第2号、指定介護予防サービス基準第269条第3項第2号又は第286条第2項第2号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。

11 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

（1）事業所を運営する法人等に関する事項

通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。

（2）介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に關

する事項

通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、小規模多機能型居宅介護介護及び予防小規模多機能型居宅介護及において適用する。

ア 事業所の管理者の氏名及び職名

「氏名」欄には、当該事業所の指定地域密着型サービス基準第64条、又は地域密着型介護予防サービス基準第45条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

（3）事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間等

（ア）「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。

- ① 管理者
- ② 介護支援専門員
- ③ 介護福祉士
- ④ 看護職員
- ⑤ その他の従業者

（イ）「夜勤・宿直を行う従業者の人数」欄には、夜勤・宿直を行う当該事業所における従業者の夜勤・宿直時間帯の平均の人数を記載すること。あわせて、併設施設等と兼務して夜勤・宿直をしている従業者がいる場合、その人数を再掲すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤・宿直を行う一般的な人員体制を踏まえること。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

（ア）「前年度1年間の採用者数」欄には、前年度1年間の当該事業所における介護支援専門員、その他の従業者を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(イ) 「前年度1年間の退職者数」欄には、前年度1年間の当該事業所における介護支援専門員、その他の従業者の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、介護支援専門員、その他の従業者の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定療養通所介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護において適用する。

ア 介護予防および介護度進行予防に関する方針

事業所の運営に関する方針のうち、特に介護予防や介護度進行予防に関する方針について記載することが望ましいが、両方に記載することが困難な場合は、どちらか片方のみの記載でも構わない。

イ 営業時間等

(ア) 「営業時間」欄には、当該事業所の運営基準で定めた営業時間帯を、通いサービス、宿泊サービスの別に記載すること。

(イ) 「時間外対応の実績（直近1年間）」欄には、当該事業所の随時対応、24時間対応を除く営業時間外の対応実績（直近1年間）について、サービス別に記載すること。

(ウ) 「通常の事業の実施地域」欄には、当該事業所の運営規程で定めた通常の事業の実施地域について、記載すること。

ウ 介護（介護予防）サービスの内容等

(ア) 「認知症加算（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「認知症加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表3小規模多機能型居宅介護費ハに規定する認知症加算（I）、（II）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（小規模多機能型居宅介護に限る。）。

(イ) 「看護職員配置加算（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「看護職員配置加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬

基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表3小規模多機能型居宅介護費ニに規定する看護職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（小規模多機能型居宅介護に限る。）

（ウ）「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護報酬の加算）の有無」、「サ

ービス提供体制強化加算（Ⅱ）（介護報酬の加算）の有無」及び「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表3小規模多機能型居宅介護費へ及び指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表2介護予防小規模多機能型居宅介護費ニに規定するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。

（エ）「介護（介護予防）サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字で記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス第88条（第35条準用）、又は指定地域密着型介護予防サービス基準第84条（第34条準用）に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

（オ）「サービス利用に当たっての留意事項」欄には、ターミナルケアへの対応可能範囲等、当該事業所のサービス利用に当たって留意事項がある場合、その内容を概ね400字以内で記載すること。

（カ）「体験利用の内容」欄には、当該事業所の利用を希望するものに対し、事前に体験利用を実施している場合、そのサービスの種類、受け入れ日・時間帯、利用条件、具体的な体験利用の内容等について、概ね400字以内で記載すること。

（キ）「協力医療機関の名称」欄には、指定地域密着型サービス基準第83条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第59条第1項に規定する協力医療機関の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

（ク）「協力歯科医療機関」欄には、指定地域密着型サービス基準第83条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第59条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

（ケ）「バックアップ施設の名称」欄には、指定地域密着型サービス基準

第83条第3項、又は指定地域密着型介護予防サービス基準第59条第3項に規定するバックアップ施設を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

(コ) 「運営推進会議の開催状況」欄には、指定地域密着型サービス基準第85条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第61条第1項に規定する運営推進会議における前年度1年間の開催実績、参加者人数、協議内容等について記載すること。

(サ) 「地域・市町村との連携状況」欄には、運営推進会議以外に当該事業所の運営を円滑にするために地域・市町村と行っている取り組みがある場合には、その体制、方法、具体的な連携内容について記載すること。

エ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の登録者の状況

(ア) 「登録者の人数」欄には、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者について、年齢（65歳未満、65歳以上75歳未満、75歳以上85歳未満及び85歳以上）別に、要支援（要支援1、2）及び要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者を記載すること。

(イ) 「登録者の平均年齢」欄には、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の平均年齢を小数点第1位まで記載すること。

(ウ) 「登録者の男女別人数」欄には、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者について、男女の別に該当する者的人数を記載すること。

オ 介護（介護予防）サービスを提供する事業所、設備等の状況

(ア) 「建物形態」欄には、当該事業所の建物形態について、事業所単体の場合には「単独型」、施設に併設されている場合には「併設型」を記すこと。

(イ) 「建物構造」欄には、当該事業所の所在する建物の構造を記載すること。

(ウ) 「広さ等」欄には、当該事業所の敷地・延床・居間及び食堂の面積を記載すること。

また、宿泊サービスに利用する宿泊室について個室・それ以外に室数を記載するとともに、個室については、1室あたりの平均面積を記載すること。

(エ) 「便所の設置数」欄には、当該事業所に設置された便所について数を記載するとともに、そのうち手すりの設置、車いすの対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

(オ) 「バリアフリーの対応状況」欄には、バリアフリーの対応の状況について、その内容を記載すること。

(カ) 「消化設備等の状況」欄には、消化設備等を有している場合には、「あり」に記すこと。

(キ) 「事業所の敷地に関する事項」

a 「敷地の面積」欄には、当該事業所の敷地の面積を平方メートルを用いて記載すること。

b 「事業所を運営する法人が所有」欄には、当該敷地を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該敷地の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該敷地に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c 「賃借（借地）」欄には、当該敷地が借地の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

(ク) 事業所の建物に関する事項

a 「建物の延床面積」欄には、当該事業所の延床面積を平方メートルを用いて記載すること。

b 「事業所を運営する法人が所有」欄には、当該建物を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該建物の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該建物に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c 「賃借（借地）」欄には、当該建物が借家の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

カ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

「地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの評価の実施状況」欄には、指定地域密着型サービス基準第72条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第65条第2項に規定する地域密着型サービスの質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施

した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するにあたっての利用料等に関する事項

ア 利用料等（利用者の負担額）

（ア）「食費」欄には、指定地域密着型サービス基準第71条第3項第3号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第3項第3号に規定する費用の額（規定額がない場合は、直近1ヶ月の平均金額）を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

（イ）「宿泊費」欄には、指定地域密着型サービス基準第71条第3項第4号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第3項第4号に規定する費用の額（規定額がない場合は、直近1ヶ月の平均金額）を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

イ 他の費用

指定地域密着型サービス基準第71条第3項第6号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第3項第6号に規定する他の費用を徴収している場合には、その費用名を記載し、「あり」に記すとともに、その額（規定額がない場合は、直近1ヶ月の平均金額）を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

12 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

(1) 事業所を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(2) 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(3) 事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。

- ① 管理者
- ② 計画作成担当者
- ③ 介護福祉士
- ④ 看護師
- ⑤ その他の従業者

(イ) 「従業者である計画作成担当者が有している資格」欄には、介護支援専門員の資格を有する計画作成担当者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

(ウ) 「夜勤・宿直を行う従業者の人数」欄には、夜勤・宿直を行う当該事務所における従業者の夜勤・宿直時間帯の平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤・宿直を行う一般的な人員体制を踏まえること。

(エ) 「介護従業者1人当たりの認知症対応型共同生活介護の利用者数」欄には、当該サービスに係る利用者数を、ア(ア)の②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度1年間の採用人数」欄には、前年度1年間の当該事業所における計画作成担当者、介護従業者の採用人数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(イ) 「前年度1年間の退職者数」欄には、前年度1年間の当該事業所における計画作成担当者、介護従業者の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、計画作成担当者、介護従業者の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、

3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護において適用する。

ア 介護予防及び介護度進行予防に関する方針

事業所の運営に関する方針のうち、特に介護予防や介護度進行予防に関する方針について記載することが望ましいが、両方に記載することが困難な場合はどちらかのみの記載でも構わない。

イ 介護（介護予防）サービスの内容、入居定員等

(ア) 「夜間ケア加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護費注2又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防認知症対応型共同生活介護費注2に規定する夜間ケア加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(イ) 「認知症行動・心理症状緊急対応加算（介護報酬の有無）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護注3又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防認知症対応型共同生活介護費注3に規定する認知症行動・心理症状緊急対応加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(ウ) 「若年性認知症利用者受入加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護費注4又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防認知症対応型共同生活介護費注4に規定する若年性利用者受入加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(エ) 「看取り介護の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報

酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護費注5に規定する看取り介護加算を受けた場合には「あり」に記すこと（認知症対応型共同生活介護に限る。）。

(オ) 「医療連携体制加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護費ニに規定する医療連携体制加算を受けた場合には「あり」に記すこと（認知症対応型共同生活介護に限る。）。

(カ) 「退居時相談援助加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護費ホ又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防認知症対応型共同生活介護費ニに規定する退居時相談援助加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(キ) 「認知症専門ケア加算（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「認知症専門ケア加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護費ヘ又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防認知症対応型共同生活介護費ホに規定する認知症専門ケア加算（I）、（II）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。

(ク) 「サービス提供体制強化加算（I）（介護報酬の加算）の有無」、「サ

ービス提供体制強化加算（II）（介護報酬の加算）の有無」及び「サービス提供体制強化加算（III）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4認知症対応型共同生活介護費ト又は指定地域密着型介護予防サービス報酬基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表3介護予防認知症対応型共同生活介護費ヘに規定するサービス提供体制強化加算（I）、（II）、（III）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。

(ケ) 「入居定員」欄には、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症

対応型共同生活介護) の提供を受ける入居者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第102条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第79条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

- (コ) 「介護(介護予防)サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第108条(第35条準用)又は指定地域密着型介護予防サービス基準第85条(第34条準用)に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。
- (サ) 「利用に当たっての条件」欄には、当該事業所の利用にあたって何らかの受け入れ条件を設定している場合は、その内容を概ね400字以内で記載すること。
- (シ) 「退居に当たっての条件」欄には、当該事業所において何らかの退居条件を設定している場合は、その内容を概ね400字以内で記載すること。
- (ス) 「短期利用(介護予防短期利用)共同生活介護の提供の有無」欄には、短期利用(介護予防短期利用)共同生活介護の提供の有無について記すこと。
- (セ) 「共用型(介護予防共用型)指定認知症対応型通所介護の提供の有無」欄には、共用型(介護予防共用型)指定認知症対応型通所介護の提供の有無について記すこと。
- (ソ) 「協力医療機関の名称」欄には、指定地域密着型サービス基準第105条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第82条第1項に規定する協力医療機関の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。
- (タ) 「協力歯科医療機関の名称」欄には、指定地域密着型サービス基準第105条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第82条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。
- (チ) 「医療連携体制の状況(看護師の確保方法)」欄には、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れるよう看護師をどのように確保しているか記載するとともに、契約で確保している場合はその契約先の名称を記載すること。
- (ツ) 「バックアップ施設の名称」欄には、指定地域密着型サービス基準

第105条第3項又は指定介護予防地域密着型サービス基準第82条第3項に規定するバックアップ施設を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

(テ) 「運営推進会議の開催状況」欄には、指定地域密着型サービス基準第108条（第85条第1項準用）又は指定地域密着型介護予防サービス基準第85条（第61条第1項準用）に規定する運営推進会議の前年度1年の開催実績、参加者人数、協議内容等について記載すること。

(ト) 「地域・市町村との連携状況」欄には、運営推進会議以外に当該事業所の運営を円滑にするために地域・市町村と行っている取り組みがある場合には、その体制、方法、具体的な協働内容について記載すること。

ウ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の入居者の状況

(ア) 「入居者の人数」欄には、当該事業所の入居者について、年齢（65歳未満、65歳以上75歳未満、75歳以上85歳未満及び85歳以上）別に、要支援（要支援1、2）及び要介護1、2、3、4及び5に該当する者を記載すること。

(イ) 「入居者の平均年齢」欄には、当該事業所の入居者の平均年齢を小数点第1位まで記載すること。

(ウ) 「入居者の男女別人数」欄には、当該事業所の入居者について、男女の別に該当する者の人数を記載すること。

(エ) 「入居率（一時的に不在となっている者を含む）」欄には当該事業所の入居者数を、当該事業所の入居定員で除した数を記載すること。

(オ) 「前年度の認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を退居した者の人数」欄には、前年度1年の当該事業所を退居した者について、その退居先（自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者、その他）別に、自立、要支援（要支援1、2）及び要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者の人数を記載すること（介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2に限る。）。

(カ) 「入居者の入居期間」欄には、当該事業所の入居者について、その入居期間（6か月未満、6か月以上1年未満、1年以上3年未満、3年以上5年未満、5年以上10年未満及び10年以上）別に該当する者の人数を記載すること。

エ 介護（介護予防）サービスを提供する事業所、設備等の状況

- (ア) 「建物形態」欄には、当該事業所の建物形態について、事業所単体の場合には「単独型」、施設に併設されている場合には「併設型」を記すこと。
- (イ) 「建物構造」欄には、当該事業所の所在する建物の構造を記載すること。
- (ウ) 「広さ等」欄には、当該事業所の敷地・延床・1室あたりの居室面積を記載すること。
- (エ) 「二人部屋の有無」欄には、当該事業所の二人部屋の有無を記載すること。。
- (オ) 「共同便所の設置数」欄には、入居者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いすの対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。
- (カ) 「個室の便所の設置数」欄には、入居者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。
- (キ) 「浴室の設備状況」欄には、浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備に関する事項」欄には、浴室に間する留意事項等について記載すること。
- (ク) 「居間、食堂、台所の設備状況」欄には、居間、食堂、台所の設備の状況について記載すること。さらに、「入居者等が調理を行う設備状況」欄には、入居者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。
- (ケ) 「その他の共用施設の設備状況」欄には、共同便所、浴室及び食堂以外の共用施設の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。
- (コ) 「バリアフリーの対応状況」欄には、バリアフリーの対応の状況について、その内容を記載すること。
- (サ) 「消化設備等の状況」欄には、消化設備等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。
- (シ) 「緊急通報装置の設置状況」欄には、緊急通報装置を全ての居室内に設置している場合は、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。

と。

(ス) 「外線電話回線の設置状況」欄には、外線電話回線を全ての居室内に設置している場合には、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。

(セ) 「テレビ回線の設置状況」欄には、テレビ回線を全ての居室内に設置している場合には、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。

(ソ) 事業所の敷地に関する事項

a 「敷地の面積」欄には、当該事業所の敷地の面積を平方メートルを用いて記載すること。

b 「事業所を運営する法人が所有」欄には、当該敷地を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該敷地の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該敷地に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c 「賃借（借地）」欄には、当該敷地が借地の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

(タ) 事業所の建物に関する事項

a 「建物の延床面積」欄には、当該事業所の延床面積を平方メートルを用いて記載すること。

b 「事業所を運営する法人が所有」欄には、当該建物を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該建物の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該建物に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c 「賃借（借家）」欄には、当該建物が借家の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新条項が入っている場合は、「あり」に記すこと。

オ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
「地域密着型サービスの評価の実施状況」欄には、指定地域密着型サービス基準第97条第7項又は指定地域密着型介護予防サービス基

準第86条第2項に規定する地域密着型サービスの質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護において適用する。

ア 利用料等（入居者の負担額）

- (ア) 「家賃（月額）」欄には、当該事業所を利用するに当たって利用者が負担する家賃（月額）を記載すること。規定額がなく、利用者によって金額が異なる場合、前年度1年の平均金額を記載すること。
- (イ) 「敷金」欄には、当該事業所を利用するに当たって敷金を徴収している場合には「あり」と記し、その金額を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には「なし」に記すこと。
- (ウ) 「保証金の有無（入居一時金）」欄には、当該事業所を利用するに当たって保証金（入居時一時金）を徴収している場合には「あり」と記し、保全措置の内容、償却の有無を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には「なし」に記すこと。
- (エ) 「食材料費」欄には、指定地域密着型サービス基準第96条第3項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第76条第3項第1号に規定する食材料費の額を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

イ その他の費用と徴収方法

- (ア) 「理美容代」欄には、指定地域密着型サービス基準第96条第3項第2号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第76条第3項第2号に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。
- (イ) 「おむつ代」欄には、指定地域密着型サービス基準第96条第3項第3号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第76条第3項第3号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

(ウ) 「その他」欄には、当該事業所を利用するにあたり、その他の費用を徴収している場合、「その他の日常生活費」として運営規定に定めているもののうち、利用頻度の高い名目を3つ記入し、それぞれの費用の額を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

13 居宅介護支援

(1) 事業所を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(2) 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(3) 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換人数を記載すること。

- ① 介護支援専門員（指定居宅介護支援基準第2条第1項に規定する「介護支援専門員」をいう。）
- ② うち主任介護支援専門員（再掲）
- ③ 事務員
- ④ その他の従業者

(イ) 「介護支援専門員の男女の人数」欄には、介護支援専門員について、男女の別に該当する者的人数を記載すること。

(ウ) 「従業者である介護支援専門員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護支援専門員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者的人数を記載すること。

- ① 医師
- ② 歯科医師
- ③ 薬剤師
- ④ 保健師
- ⑤ 助産師
- ⑥ 看護師
- ⑦ 准看護師
- ⑧ 理学療法士
- ⑨ 作業療法士
- ⑩ 言語聴覚士
- ⑪ 社会福祉士
- ⑫ 介護福祉士
- ⑬ 介護職員基礎研修
- ⑭ 視能訓練士
- ⑮ 義肢装具士
- ⑯ 歯科衛生士
- ⑰ あん摩マッサージ指圧師
- ⑱ はり師
- ⑲ きゅう師
- ⑳ 柔道整復師
- 21 栄養士
- 22 管理栄養士
- 23 精神保健福祉士
- 24 その他

イ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度1年間の採用者数」欄には、前年度1年間の当該事業所における介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(イ) 「前年度1年間の退職者数」欄には、前年度1年間の当該事業所における介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、介護支援専門員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、居宅介護支援において適用する。

ア 介護サービスを提供している日時

「事業所の営業時間」欄には、当該事業所の受付対応が可能な時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該事業所の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。「営業時間外の対応状況」欄には、利用者が緊急を要する際に当該事業所と電話で連絡を行うことが可能な場合には、「あり」に記すとともに、その電話番号を記載すること。なお、記載内容については、指定居宅介護支援基準第18条に規定する運営規程等と整合性を図ること。

イ 介護サービスの内容

- (ア) 「特定事業所加算（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「特定事業所加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅介護支援サービス報酬基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表居宅介護支援費ハに規定する特定事業所加算を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。
- (イ) 「医療連携加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅介護支援サービス報酬基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表居宅介護支援費ニに規定する医療連携加算を受けた場合には「あり」に記すこと。
- (ウ) 「退院・退所加算（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「退院・退所加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅介護支援サービス報酬基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表居宅介護支援費注に規定する退院・退所加算（I）、（II）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。
- (エ) 「認知症加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅介護支援サービス報酬基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表居宅介護支援費ヘに規定する認知症加算を受けた場合には「あり」に記すこと。
- (オ) 「独居高齢者加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅介護支援サービス報

酬基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表居宅介護支援費トに規定する独居高齢者加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(カ) 「小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅介護支援サービス報酬基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数居宅介護支援費チに規定する小規模多機能型居宅介護事業所連携加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(キ) 「介護支援専門員1人当たりの平均給付管理件数」欄には、当該事業所の指定居宅介護支援基準第14条に規定する事務（以下、「給付管理業務」という。）の件数を当該事業所に所属する介護支援専門員数で除した数を記載すること。

（5）介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

14 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（1）施設（事業所）を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

（2）介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする施設（事業所）に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において適用する。

ア 施設（事業所）の管理者の氏名及び職名

「氏名」欄には、当該施設（事業所）の指定老福施設基準21条、指定居宅サービス基準第122条、指定介護予防サービス基準第130条又は指定地域密着型サービス基準第146条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

イ 「指定の年月日」欄には、当該報告に係る法第41条第1項、第42

条の2第1項、第48条第1項又は第53条第1項に規定する指定介護老人福祉施設等の指定を受けた年月日を記載すること。

ウ 「指定の更新年月日（直近）」欄には、当該報告に係る法第70条の2第1項、第78条の11、第86条の2第1項又は第115条の10に規定する介護老人福祉施設等の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない施設にあっては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

（3）事業所において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者（入所者）数等

（ア）「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

① 医師（指定老福施設基準第2条第1項第1号、指定居宅サービス基準第121条第1項第1号、指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第129条第1項第1号に規定する「医師」をいう。）

② 生活相談員（指定老福施設基準第2条第1項第2号、指定居宅サービス基準第121条第1項第2号、指定地域密着型サービス基準第131条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第129条第1項第2号に規定する「生活相談員」をいう。）

③ 看護職員（指定老福施設基準第2条第1項第3号、指定居宅サービス基準第121条第1項第3号、指定地域密着型サービス基準第131条第1項第3号又は指定介護予防サービス基準第129条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）

④ 介護職員（指定老福施設基準第2条第1項第3号、指定居宅サービス基準第121条第1項第3号、指定地域密着型サービス基準第131条第1項第3号又は指定介護予防サービス基準第129条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）

- ⑤ 管理栄養士
- ⑥ 栄養士（指定老福施設基準第2条第1項第4号、指定居宅サービス基準第121条第1項第4号、指定地域密着型サービス基準第131条第1項第4号又は指定介護予防サービス基準第129条第1項第4号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）
- ⑦ 機能訓練指導員（指定老福施設基準第2条第1項第5号、指定居宅サービス基準第121条第1項第5号、指定地域密着型サービス基準第131条第1項第5号又は指定介護予防サービス基準第129条第1項第5号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 介護支援専門員（指定老福施設基準第2条第1項第6号又は指定地域密着型サービス基準第131条第1項第6号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ）
- ⑨ 調理員
- ⑩ 事務員
- ⑪ その他の従業者

(イ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員1級
- ④ 訪問介護員2級
- ⑤ 訪問介護員3級
- ⑥ 介護支援専門員

(ウ) 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」欄には、以下の資格を有する機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師

- (エ) 「看護職員及び介護職員 1 人当たりの入所者数（利用者数）」欄には、(4) イの入所者数（利用者数）を、ア（ア）の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。
- (オ) 「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」欄には、夜勤（宿直を除く。）を行う当該介護老人福祉施設（短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設）における看護職員及び介護職員のうち、夜間時間帯の最少時及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。
- (カ) 「医師の氏名」欄には、主な医師（嘱託を含む）1人の氏名を記載するとともに、その勤務先及び担当している診療科の名称を記載すること。
- イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防、地域密着型）サービスの業務に従事した経験年数等
- (ア) 「前年度 1 年間の採用者数」欄には、当該施設における前年度 1 年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。
- (イ) 「前年度 1 年間の退職者数」欄には、当該施設における前年度 1 年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。
- (ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、介護福祉施設サービス（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設）の提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において適用する。

ア 介護（介護予防）サービスの内容等

- (ア) 「日常生活継続支援加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス注5又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービス注5に規定する日常生活継続支援加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (イ) 「専従の機能訓練指導員の配置（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費注3に規定する機能訓練指導員加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護に限る。）。
- (ウ) 「看護体制加算（Ⅰ）（介護報酬の加算）の有無」及び「看護体制加算（Ⅱ）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス注6、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費注4又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービス注6に規定する看護体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (エ) 「夜勤職員配置加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス注7、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費注5又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービス注7に規定する夜勤職員配置加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (オ) 「準ユニットケア（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス注8又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービス注8に規定す

る準ユニットケアを受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

- (カ) 「個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス注9又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービス注9に規定する個別機能訓練加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (キ) 「機能訓練体制加算」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8介護予防短期入所生活介護費注3に規定する機能訓練体制加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防短期入所生活介護に限る。）。
- (ク) 「認知症行動・心理症状緊急対応加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費注6又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8介護予防短期入所生活介護費注4に規定する認知症行動・心理症状緊急対応加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）
- (ケ) 「若年性認知症入所者（利用者）受入（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス注10、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費注7、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービス注10又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8介護予防短期入所生活介護費注5に規定する若年性認知症入所者（利用者）受入加算を受けた場合には「あり」に記すこと。
- (コ) 「専従の常勤医師の配置（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サー

ビス注 1 1 又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス注 1 1 に規定する専ら当該施設の職務に従事する常勤の医師の配置に係る加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

- (サ) 「精神科医師による月 2 回以上の療養指導の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス注 1 2 又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス注 1 2 に規定する認知症である利用者に対する精神科医師による月 2 回以上の療養指導に係る加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (シ) 「専従の障害者生活支援員の配置（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス注 1 3 又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス注 1 3 に規定する障害者生活支援体制加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (ス) 「送迎実施の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 8 短期入所生活介護費注 8 又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 8 介護予防短期入所生活介護費注 6 に規定する送迎加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）。
- (セ) 「退所前後訪問相談援助の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス ニ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス へ退所時等相談援助加算に規定する（1）退所前後訪問相談援助加算

を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(ソ) 「退所時相談援助の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービスニ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービスへ退所時等相談援助加算に規定する（2）退所時相談援助加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(タ) 「退所前連携の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービスニ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービスへ退所時等相談援助加算に規定する（3）退所前連携加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(チ) 「栄養マネジメントの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービスホ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護老人福祉施設サービストに規定する栄養マネジメント加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(ツ) 「経管栄養の入所者に対する経口移行の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービスヘ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護老人福祉施設サービスチに規定する経口移行加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(テ) 「誤嚥が認められる入所者に対する経口維持の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間におい

て、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス ツ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス リに規定する経口維持加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(ト) 「口腔機能維持管理加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス チ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス ヌに規定する口腔機能維持管理加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(ナ) 「療養食の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス リ、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 8 短期入所生活介護費ハ、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス ル、指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 8 介護予防短期入所生活介護費ハに規定する療養食加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(ニ) 「看取り介護の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス ヌ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス ヲに規定する看取り介護加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。

(ヌ) 「在宅復帰支援機能（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前 1 年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス ル又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス ワに規定する在宅復帰支援機能加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短

期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。)。

- (ネ) 「在宅・入所相互利用の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービスヲ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護老人福祉施設サービスカに規定する在宅・入所相互利用加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (ノ) 「小規模拠点集合型施設（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービスヨに規定する小規模拠点集合型施設加算を受けた場合には「あり」に記すこと（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）。
- (ハ) 「認知症専門ケア加算（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「認知症専門ケア加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービスワ又は指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設サービスタに規定する認知症専門ケア加算（I）、（II）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- (ヒ) 「緊急短期入所ネットワーク（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費ニに規定する緊急短期入所ネットワーク加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護に限る。）。
- (フ) 「在宅中重度者受入加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費ホに規定する在宅中重度者受入加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所生活介護に限る。）。
- (ヘ) 「サービス提供体制強化加算（I）（介護報酬の加算）の有無」、「サ

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（介護報酬の加算）の有無」及び「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス力、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費へ、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型介護給付費単位数表6指定地域密着型介護福祉施設サービスレ又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8介護予防短期入所生活介護費ニに規定するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。

- (ホ) 「リハビリテーション等の実施状況」欄には、指定老福施設基準第17条、指定居宅サービス基準第132条、指定地域密着型サービス基準第143条又は指定介護予防サービス基準第147条に規定する機能訓練を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。
- (マ) 「協力病院の名称」欄には、指定老福施設基準第28条第1項又は指定地域密着型サービス基準第152条第1項に規定する協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。
- (ミ) 「協力歯科医療機関」欄には、指定老福施設基準第28条第2項又は指定地域密着型サービス基準第152条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。
- (ム) 入所定員
「入所定員」欄には、入所者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定老福施設基準第23条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること（介護老人福祉施設に限る）。
- (メ) 「待機者数（入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合、その人数）」欄には、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える者がいる場合には、「あり」に記すとともに、その数を記載すること（介護老人福祉施設に限る）。
- イ 介護（介護予防）サービスの入所者（利用者）への提供実績
- (ア) 「入所者（利用者）の人数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス、指定居宅サービス報酬基準別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表 8 短期入所生活介護費、指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 6 地域密着型介護福祉施設サービス又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 8 介護予防短期入所生活介護費の介護報酬を請求した入所者（利用者）について、年齢（65歳未満、65歳以上75歳未満、75歳以上85歳未満及び85歳以上）別に、要支援（要支援1、2）又は要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者を記載すること。

- (イ) 「入所者（利用者）の平均年齢」欄には、入所者（利用者）の平均年齢を記載すること。
- (ウ) 「入所者（利用者）の男女別人数」欄には、入所者（利用者）について、男女の別に該当する者の人数を記載すること。

ウ 前年度の退所者の人数

記入年月日を含む年度の前年度における当該介護老人福祉施設を退所した者について、その退所先（自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者及びその他）別に、要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者の人数を記載すること（介護老人福祉施設に限る。）。

エ 入所者（利用者）の平均的な入所（利用）日数

記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入所者の延入所期間を記入年月日を含む年度の前年度末時点における入所者数で除した数を記載すること（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）。

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護においては、記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

オ 介護（介護予防）サービスを提供する施設（事業所）、設備等の状況

(ア) 建物の構造

- a 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」欄には、当該施設（事業所）が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」欄には、当該施設（事業所）が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

- c 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であって、火災に係る利用者の安全性の確保対策」欄には、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第2項の規定に適合する場合には、「あり」に記すこと。
 - d 「地上階」欄には、当該施設（事業所）を置いている建物の地上の階数を記載すること。
 - e 「地下階」欄には、当該施設（事業所）を置いている建物の地下の階数を記載すること。
- (イ) 「報酬類型」欄には、以下の事項から該当するものを選択して記載すること。
- ① ユニット型個室
- 〈介護老人福祉施設〉
- (指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス口ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービスに規定する(1)ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)(一)ユニット型介護福祉施設サービス費 aユニット型介護福祉施設サービス費(I)及び(二)ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 aユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)並びに(2)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日つき)(一)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 aユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)及び(二)ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 aユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)
- 〈短期入所生活介護〉
- (指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8短期入所生活介護費口 ユニット型短期入所生活介護費に規定する(1)単独型ユニット型短期入所生活介護費(一)単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)並びに(2)併設型ユニット型短期入所生活介護費(一)併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)
- 〈介護予防短期入所生活介護〉
- (指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8介護予防短期入所生活介護費口 ユニット型介護予防短期入所生活介護費に規定する(1)単独型ユニット型介護予防短

期入所生活介護費（一）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（I）並びに（2）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（一）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（I）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

〈地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〉

（指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護口 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する（1）ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（I）（1日につき）並びにニ ユニット型指定介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する（1）ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）（一）ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（I）及び（2）ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）（一）ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（I）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

② ユニット型準個室

〈介護老人福祉施設〉

（指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1 介護福祉施設サービス ロユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービスに規定する（1）ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）（一）ユニット型介護福祉施設サービス費 b ユニット型介護福祉施設サービス費（II）及び（二）ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（II）並びに（2）ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）（一）ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（II）及び（二）ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（II）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

〈短期入所生活介護〉

（指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8 短期入所生活介護費ロ ユニット型短期入所生活介護費に規定する（1）単独型ユニット型短期入所生活介護費（二）単独型ユ

ット型短期入所生活介護費（Ⅱ）並びに（2）併設型ユニット型短期入所生活介護費（二）併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

〈介護予防短期入所生活介護〉

（指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8介護予防短期入所生活介護費口　ユニット型介護予防短期入所生活介護費に規定する（1）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（二）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）並びに（2）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（二）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

〈地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〉

（指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6地域密着型介護福祉施設入所者生活介護口　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する（2）ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）（1日につき）並びにニ　ユニット型指定介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する（1）ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）（二）ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）及び（2）ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）（二）ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

③ 従来型個室

〈介護老人福祉施設〉

（指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1介護福祉施設サービス　イ介護福祉施設サービスに規定する（1）介護福祉施設サービス費（1日につき）（一）介護福祉施設サービス費　a 介護福祉施設サービス費（I）及び（二）小規模介護福祉施設サービス費　a 小規模介護福祉施設サービス費（I）並びに（2）旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）（一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費　a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（I）及び（二）小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費　a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（I）の

支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)

〈短期入所生活介護〉

(指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8 短期入所生活介護費イ 短期入所生活介護費に規定する(Ⅰ) 単独型短期入所生活介護費(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) 並びに(2) 併設型短期入所生活介護費(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)

〈介護予防短期入所生活介護〉

(指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8 介護予防短期入所生活介護費イ 介護予防短期入所生活介護費に規定する(1) 单独型介護予防短期入所生活介護費(一) 单独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 並びに(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)

〈地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〉

(指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護イ 地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) 並びにハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき)(一) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 及び(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき)(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)

④ 多床室

〈介護老人福祉施設〉

(指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表1 介護福祉施設サービスイ 介護福祉施設サービスに規定する(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)(一) 介護福祉施設サービス費 b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 及び(2) 小規模介護福祉施設サービス費 b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 並びに(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 及び(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サ

サービス費 b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

〈短期入所生活介護〉

(指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表8 短期入所生活介護費イ 短期入所生活介護費に規定する（I）単独型短期入所生活介護費（二）単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）並びに（2）併設型短期入所生活介護費（二）併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)

〈介護予防短期入所生活介護〉

(指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表8 介護予防短期入所生活介護費イ 介護予防短期入所生活介護費に規定する（1）単独型介護予防短期入所生活介護費（二）単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）並びに（2）併設型介護予防短期入所生活介護費（二）併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)

〈地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〉

(指定地域密着型サービス報酬基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表6 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護イ 地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する（2）地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）（1日につき）並びにハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設サービス費に規定する（1）経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）（二）経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）及び（2）旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）（二）旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)

(ウ) 「居室の状況」欄には、居室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。

(エ) 「共同便所の設置数」欄には、入所者（利用者）の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

(オ) 「個室の便所の設置数」欄には、入所者（利用者）の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす

等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

- (カ) 「浴室の設備状況」欄には、浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。
- (キ) 「食堂の設備状況」欄には、食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入所者（利用者）等が調理を行う設備状況」欄には、入所者（利用者）等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。
- (ク) 「消火設備等の状況」欄には、消火設備等の設備を有している場合は、「あり」に記すこと。なお、記載内容については、指定老福施設基準第3条第1項第9号に規定する設備の基準等との整合性を図ること。
- (ケ) 「短期入所生活介護事業所を併設している場合、その利用定員」欄には、当該施設に法第8条第9項に規定する短期入所者生活介護の事業を行う事業所を併設している場合には、「あり」に記すこと（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を除く。）。
- カ 「介護相談員の受け入れ状況の有無」欄には、当該施設（事業所）において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において適用する。

介護（予防）給付以外のサービスに要する費用

- (ア) 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」欄には、指定老福施設基準第9条第3項第1号、指定居宅サービス基準第140の6条第3項第1号、指定地域密着型サービス基準第136条第3項第1号又は指定介護予防サービス基準第135条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (イ) 「居住（滞在）に要する費用の額及びその算定方法」欄には、指定老福施設基準第9条第3項第2号、指定居宅サービス基準第140の

6条第3項第2号、指定地域密着型サービス基準第136条第3項第2号又は指定介護予防サービス基準第135条第3項第2号等に規定する居住(滞在)に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

(ウ) 「入所者(利用者)が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」欄には、指定老福施設基準第9条第3項第3号、指定居宅サービス基準第140の6条第3項第3号、指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号又は指定介護予防サービス基準第135条第3項第3号等に規定する入所者(利用者)が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

(エ) 「入所者(利用者)が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」欄には、指定老福施設基準第9条第3項第4号、指定居宅サービス基準第140の6条第3項第4号、指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号又は指定介護予防サービス基準第135条第3項第4号等に規定する入所者(利用者)が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

(オ) 「理美容代及びその算定方法」欄には、指定老福施設基準第9条第3項第5号、指定居宅サービス基準第140の6条第3項第6号、指定地域密着型サービス基準第136条第3項第6号又は指定介護予防サービス基準第135条第3項第6号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

(カ) 「当該介護(介護予防)サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法」欄には、指定老福施設基準第9条第3項第6号、指定居宅サービス基準第140の6条第3項第7号、指定地域密着型サービス基準第136条第3項第7号又は指定介護予防サービス基準第135条第3項第7号等に規定する指定介護福祉施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額(日常生活費)及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

15 介護老人保健施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設)及び介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

(1) 施設（事業所）を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(2) 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）において適用する。

ア 施設（事業所）の管理者の氏名及び職名

「氏名」欄には、当該事業所の老健施設基準第24条又は指定居宅サービス基準第116条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

イ 「許可の年月日」欄には、当該報告に係る法第48条第1項に規定する指定介護老人保健施設の許可を受けた年月日を記載すること。

ウ 「許可の更新年月日（直近）」欄には、当該報告に係る法第94条の2第1項に規定する介護老人保健施設の許可の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該許可の更新を受けたことのない施設にあっては、当該許可を受けた年月日を記載すること。

(3) 施設（事業所）において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

① 医師（老健施設基準第2条第1項第1号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条

第1項第1号に規定する「医師」をいう。)

- ② 薬剤師（老健施設基準第2条第1項第2号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「薬剤師」をいう。）
- ③ 看護職員（老健施設基準第2条第1項第3号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）
- ④ 介護職員（老健施設基準第2条第1項第3号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑤ 支援相談員（老健施設基準第2条第1項第4号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「支援相談員」をいう。以下、同じ）
- ⑥ 理学療法士（老健施設基準第2条第1項第5号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑦ 作業療法士（老健施設基準第2条第1項第5号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 言語聴覚士（老健施設基準第2条第1項第5号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「言語聴覚士」をいう。以下、同じ）
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士（老健施設基準第2条第1項第6号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）
介護支援専門員（老健施設基準第2条第1項第7号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第1号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ）
- ⑪ 調理員
- ⑫ 事務員
- ⑬ その他の従業者

(イ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する

者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員1級
- ④ 訪問介護員2級
- ⑤ 訪問介護員3級
- ⑥ 介護支援専門員

(ウ) 「看護職員及び介護職員1人当たりの入所者数」欄には、(4)イの入所者数を、ア(ア)の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

(エ) 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」欄には、夜勤を行う当該介護老人保健施設における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び夜間の平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

イ 従業者の当該報告に係る介護(介護予防)サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度1年間の採用者数」欄には、当該施設における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(イ) 「前年度1年間の退職者数」欄には、当該施設における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、介護保健施設サービスの提供に当たる医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士及び介護支援専門員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護(予防)サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護老人保健施設、短期入所療養

介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）において適用する。

ア 介護（介護予防）サービスの内容

- (ア) 「夜勤職員配置加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス注4、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ注4又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ注3に規定する夜勤職員配置加算を受けた場合には「あり」に記すこと。
- (イ) 「リハビリテーション機能強化の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス等介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ注5又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ注4に規定するリハビリテーション機能強化加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設を除く。）。
- (ウ) 「個別リハビリテーションの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ注6又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ注5に規定する個別リハビリテーション実施加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設を除く。）。
- (エ) 「短期集中リハビリテーションの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス注5に規定する短期集中リハビリテーションの実施加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (オ) 「認知症短期集中リハビリテーションの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス注6に規定する認知症短期集中リハビリテーション実施加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (カ) 「認知症ケアの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月

日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス注7又は指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ注7に規定する介護を必要とする認知症の入所者に係る加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）を除く。）。

(キ) 「認知症行動・心理症状緊急対策加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ注8又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ注6に規定する認知症行動・心理症状緊急対応加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設を除く。）。

(ク) 「若年性認知症入所者（利用者）の受入（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス注8、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ注9又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ注7に規定する若年性認知症入所者（利用者）受入加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(ケ) 「送迎実施の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ注10又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ注8に規定する送迎加算をうけた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設を除く。）。

(コ) 「看取り介護の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス注12に規定するターミナルケア加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。

(サ) 「退所前後訪問指導の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サ

- サービス ニ退所時指導等加算（1）退所時等指導加算に規定する（一）退所前後訪問指導加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (シ) 「退所時指導の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスニ退所時等指導加算（1）退所時指導等加算に規定する（二）退所時指導加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (ス) 「退所時情報提供の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスニ退所時等指導加算（1）退所時指導等加算に規定する（三）退所時情報提供加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (セ) 「退所前連携の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスニ退所時指導等加算（1）退所時等指導加算に規定する（四）退所前連携加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (ソ) 「老人訪問看護指示の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスニ退所時指導等加算に規定する（2）老人訪問看護指示加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (タ) 「栄養マネジメントの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスホに規定するへ栄養マネジメント加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。
- (チ) 「経管栄養の入所者に対する経口移行の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスヘに規定する経口移行加算を受けた場合に

は「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。

(ツ) 「誤嚥が認められる入所者に対する経口維持の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービストに規定する経口維持加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。

(テ) 「口腔機能維持管理加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスチに規定する口腔機能維持管理加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。

(ト) 「療養食の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスリ、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ（4）又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ（3）に規定する療養食加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(ナ) 「在宅復帰支援機能（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「在宅復帰支援機能（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスヌに規定する在宅復帰支援機能加算を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。

(ニ) 「認知症専門ケア加算（I）（介護報酬の加算）の有無」及び「認知症専門ケア加算（II）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスヲに規定する認知症専門ケア加算（I）、（II）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（介護老人保健施設に限る。）。

(ヌ) 「認知症情報提供加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスワに規定する認知症情報提供加算を受けた場合には「あり」に記す

こと（介護老人保健施設に限る。）。

(ネ) 「緊急短期入所ネットワーク（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス等介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ(5)に規定する緊急短期入所ネットワーク加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所療養介護（介護老人保健施設）に限る。）。

(ノ) 「緊急時治療管理の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス等介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ(6)(一)又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ(4)(一)に規定する緊急時治療管理加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護老人保健施設を除く。）。

(ハ) 「特定治療の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス等介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ(6)(二)又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ(4)(二)に規定する特定治療実施加算を受けた場合には「あり」に

記す

こと（介護老人保健施設を除く。）。

(ヒ) 「サービス提供体制強化加算（I）（介護報酬の加算）の有無」、「サ

ービス提供体制強化加算（II）（介護報酬の加算）の有無」及び「サービス提供体制強化加算（III）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービスカ、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス等介護給付費単位数表9短期入所療養介護費イ(7)又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費イ(5)に規定するサービス提供体制強化加算（I）、（II）、（III）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。

(フ) 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」欄には、老健施設

基準第21条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、実施回数を記載すること。

- (ヘ) 「協力病院の名称」欄には、老健施設基準第30条第1項に規定する協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。
- (ホ) 「協力歯科医療機関」欄には、老健施設基準第30条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。
- (マ) 「入所（利用）を制限する場合がある者の状況」欄には、記入年月日において、老健施設基準第5条の2、指定居宅サービス基準第155条又は指定介護予防サービス基準第195条に規定される介護（介護予防）サービスの提供を拒むことのできる正当な理由（特に入所者に対し自ら適切な指定介護保健施設（短期入所療養介護（介護老人保健施設）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設））サービスを提供することが困難な場合）を記載すること。）
- (ミ) 「入所定員」欄には、入所者の定員を記載すること。なお、記載内容については、老健施設基準第25条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること（短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）を除く。）。

イ 介護（介護予防）サービスの入所者（利用者）への提供実績

- (ア) 「入所者（利用者）の人数」欄には、記入年月日の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2に規定する介護保健施設（短期入所療養介護（介護老人保健施設）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設））サービスの支払いを受けた入所者について記載すること。
- (イ) 「3か月間の退所者の人数」欄には、記入年月日を含む月の前月から前3か月間における退所した者について、その退所先（自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者、その他）別に、要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者の人数を記載すること（介護老人保健施設に限る。）。
- (ウ) 「入所者（利用者）の平均的な入所日数」欄には、記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入所者の延入所期間等を記入年月日を含む年度の前年度末時点における入所者数で除した数を記載すること（介護老人保健施設に限る。）。

短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養

介護（介護老人保健施設）においては、記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

(エ) 「待機者（入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合、その人数）」欄には、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える者がいる場合には、「あり」に記すとともに、その数を記載すること。

ウ 介護（介護予防）サービスを提供する施設（事業所）、設備等の状況

(ア) 建物の構造

a 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」欄には、当該施設（事業所）が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

b 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」欄には、当該施設（事業所）が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

c 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であって、火災に係る入所者（利用者）の安全性の確保対策」欄には、当該施設（事業所）が老健施設基準第4条第2項に規定する基準に適合すると都道府県知事から認められた場合には、「あり」に記すこと。

d 「地上階」欄には、当該施設（事業所）を置いている建物の地上の階数を記載すること。

e 「地下階」欄には、当該施設（事業所）を置いている建物の地下の場合階数を記載すること。

(イ) 「施設（事業所）の形態」欄には、以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 介護老人保健施設
- ② サテライト型小規模介護老人保健施設
- ③ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

(ウ) 「報酬類型」欄には、以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室（指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス 口 ユニット型介護保健施設サービス（1日につき）に規定する（1）ユニット型介護保健施設サービス費（一）ユニット型介護保健施設サービス費（I）及び（2）ユニット型小規模介護保健施設サービス費（一）

ユニット型小規模介護保健施設サービス費（Ⅰ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

- ② ユニット型準個室（指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス　ロ　ユニット型介護保健施設サービス（1日につき）に規定する（1）ユニット型介護保健施設サービス費（二）ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）及び（2）ユニット型小規模介護保健施設サービス費（二）ユニット型小規模介護保健施設サービス費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）
- ③ 従来型個室（指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス　イ介護保健施設サービス（1日につき）に規定する（1）介護保健施設サービス費（一）介護保健施設サービス費（Ⅰ）及び（2）小規模介護保健施設サービス費（一）小規模介護保健施設サービス費（Ⅰ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）
- ④ 多床室（指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護保健施設サービス　イ介護保健施設サービス（1日につき）に規定する（1）介護保健施設サービス費（二）介護保健施設サービス費（Ⅱ）及び（2）小規模介護福祉施設サービス費（二）小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

- (エ) 「療養室の状況」欄には、療養室について、個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。
- (オ) 「共同便所の設置数」欄には、入所者（利用者）の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。
- (カ) 「個室の便所の設置数」欄には、入所者（利用者）の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。
- (キ) 「浴室の設備状況」欄には、浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。
- (ク) 「食堂の設備状況」欄には、食堂の設備の状況について記載すること

と。さらに、「入所者（利用者）等が調理を行う設備状況」欄には、入所者（利用者）等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

- (ケ) 「消化設備等の状況」欄には、消防設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消化設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、老健施設基準第4条第1項第7号（指定居宅サービス基準第143条第2項又は指定介護予防サービス基準第188条第2項）に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。
- (コ) 「通所リハビリテーションの実施状況」欄には、法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業をしている場合には、「あり」に記すこと。
- (サ) 「介護（介護予防）サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該施設（事業所）の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、介護保険法98条に規定する広告制限を踏まえること。
- (シ) 「介護相談員の受け入れ状況の有無」欄には、当該施設（事業所）において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

介護（予防）給付以外のサービスに要する費用

- (ア) 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」欄には、老健施設基準第11条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (イ) 「居住（滞在）に要する費用の額及びその算定方法」欄には、老健施設基準第11条第3項第2号等に規定する居住（滞在）に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (ウ) 「入所者（利用者）が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」欄には、老健施設基準第11条第3項第3号等に規定する入所者（利用者）が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (エ) 「入所者（利用者）が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴

い必要となる費用の額及びその算定方法」欄には、老健施設基準第11条第3項第4号等に規定する入所者（利用者）が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

(オ) 「理美容代及びその算定方法」欄には、老健施設基準第11条第3項第5号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。

(カ) 「当該介護（介護予防）サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（日常生活費）の額及びその算定方法」欄には、老健施設基準第11条第3項第6号等に規定する介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。

16 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

(1) 施設（事業所）を運営する法人等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。

(2) 介護（介護予防）サービスを提供し、又は提供しようとする施設（事業所）に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）において適用する。

ア 施設（事業所）の管理者の氏名及び職名

「氏名」欄には、当該施設（事業所）の指定療養施設基準第22条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

イ 病院又は診療所に関する事項

(ア) 「区分」欄には、当該施設（事業所）について、病院、診療所又は在宅療養支援診療所（以下、「病院等」という。）のうち該当するものを記載すること。

(イ) 「病棟・病床数」欄には、病院等全体の病床数及び病棟数を記載すること。また、医療保険及び介護保険の保険種別及び病床区分ごとに、

病床数及び病棟数を記載すること。当該病床を持たない場合には「0」を記すこと。

- (ウ) 「標榜診療科」欄には、病院等全体の標榜診療科を記載すること。
- (エ) 「訪問診療実施状況」欄には、訪問診療を実施している場合には「あり」に記すとともに、記入年月日を含む月の前月から前3か月の平均訪問件数について記載すること。
- (オ) 「1日平均外来患者数」欄には、病院等全体の1日平均外来患者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日を含む月の前月から前3か月の平均値とすること。
- (カ) 「1日平均面会者数」欄には、施設（事業所）全体の1日平均面会者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日を含む月の前月から前3か月の平均値とすること。
- (キ) 「食事の開始時間」欄には、朝食、昼食及び夕食の開始時間を24時間表記で記載すること。なお、記載内容については、当該病院等の一般的な状況を踏まえること。
- (ク) 「面会時間の制限」欄には、面会時間に制限を設けている場合には「あり」に記すとともに、記入年月日における面会可能時間について24時間表記で記載すること。

(3) 施設（事業所）において介護（介護予防）サービスに従事する従業者に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）において適用する。

ア 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

- (ア) 「実人数」欄には、以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち指定療養型医療施設の従業者」欄には、当該病院等における以下の者のうち、指定療養型施設基準第2条第1項及び第2項に規定する指定療養型医療施設に従事している従業者について同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「一」を記載すること。

- ① 医師（指定療養型施設基準第2条第1項第1号、指定居宅サービス基準第142条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「医師」をいう。）
- ② 歯科医師
- ③ 薬剤師（指定療養施設基準第2条第1項第1号、指定居宅サービス基準第142条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「薬剤師」をいう。）
- ④ 看護職員（指定療養施設基準第2条第1項第2号、指定居宅サービス基準第142条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑤ 介護職員（指定療養施設基準第2条第1項第2号、指定居宅サービス基準第142条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑥ 理学療法士（指定療養施設基準第2条第1項第4号、指定居宅サービス基準第142条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑦ 作業療法士（指定療養施設基準第2条第1項第4号、指定居宅サービス基準第142条第1項第1号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 言語聴覚士
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士（指定療養施設基準第2条第1項第1号、指定居宅サービス基準第142条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）
- ⑪ 臨床検査技師
- ⑫ 診療放射線技師
- ⑬ 介護支援専門員（指定療養施設基準第2条第1項第5号、指定居宅サービス基準第142条第1項第2号又は指定介護予防サービス基準第187条第1項第2号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ）
- ⑭ 医療ソーシャルワーカー
- ⑮ 調理員
- ⑯ 事務員

⑯ その他の従業者

(イ) 「従業者である介護職員が有している資格」欄には、以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修
- ③ 訪問介護員 1 級
- ④ 訪問介護員 2 級
- ⑤ 訪問介護員 3 級
- ⑥ 介護支援専門員

(ウ) 「看護職員、介護職員の勤務体制（交替制）の状況」欄には、以下の事項から該当するものを選択して記載すること。なお、記載内容については、当該施設の一般的な人員体制を踏まえること。

- ① 2交替制（変則2交替制を含む）
- ② 3交替制（変則3交替制を含む）
- ③ その他

(エ) 「夕方・早朝の対応の状況」欄には、早朝の早出がある場合には「あり」に記すこと。夕方の遅出がある場合には「あり」に記すこと。なお、記載内容については、当該施設の一般的な人員体制を踏まえること。

(オ) 「看護職員及び介護職員 1人当たりの入院患者（利用者）数」欄には、(4) イツの入院患者数（利用者数）を、ア（ア）の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

(カ) 「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」欄には、夜勤（宿直を除く）を行う当該施設（事業所）における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最小時の人数及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

イ 従業者の当該報告に係る介護（介護予防）サービスの業務に従事した経験年数等

(ア) 「前年度 1 年間の採用者数」欄には、当該施設における前年度 1 年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(イ) 「前年度 1 年間の退職者数」欄には、当該施設における前年度 1 年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの

退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

(ウ) 「業務に従事した経験年数」欄には、介護療養施設サービスの提供に当たる看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

(4) 介護（介護予防）サービスの内容に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）において適用する。

ア 介護（介護予防）サービスの内容

(ア) 「介護保険施設（指定居宅）サービス費のうち、介護報酬の加算を届けた事項」欄には、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）」第7号の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。ただし、療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を除く。

- ① 夜間勤務等看護加算（I）（看護職員が15：1以上）
- ② 夜間勤務等看護加算（II）（看護職員が20：1以上）
- ③ 夜間勤務等看護加算（III）（看護職員+介護職員が15：1以上）
- ④ 夜間勤務等看護加算（IV）（看護職員+介護職員が20：1以上）
- ⑤ 加算なし（看護職員+介護職員が30：1以上）

(イ) 「短期集中リハビリテーションの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位数表3介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（13）特定診療費等に規定する短期集中リハビリテーションの実施加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設に限る。）。

(ウ) 「認知症行動・心理症状緊急対策加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅

サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費口注7又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費口注6に規定する認知症行動・心理症状緊急対応加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設を除く。）。

(エ) 「若年性認知症患者（利用者）の受入（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表3介護療養施設サービスイ療養病床を有する病院における介護療養型施設サービス注7等、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費口注8又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費口注5に規定する若年性認知症患者（利用者）受入加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

(オ) 「送迎実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費口注9又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費口注8に規定する送迎実施を受けた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設を除く。）。

(カ) 「栄養マネジメントの実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位数表3介護療養施設サービスイ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（7）等に規定する栄養マネジメント加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設に限る。）。

(キ) 「経管栄養の入所者に対する経口移行の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位数表3介護療養施設サービスイ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（8）等に規定する経口移行加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設に限る。）。

(ク) 「誤嚥が認められる入所者に対する経口維持の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位

数表 3 介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（9）等に規定する経口維持加算を受けた場合には「あり」に記すこと。（介護療養型医療施設に限る。）

- (ケ) 「療養食の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位数表 3 介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（11）等、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 9 短期入所療養介護費口（6）又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 9 介護予防短期入所療養介護費口（5）等に規定する療養食加算を受けた場合には「あり」に記すこと。
- (コ) 「口腔機能維持管理加算（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表 3 介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（10）等に規定する口腔機能維持管理加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設に限る。）。
- (サ) 「在宅復帰支援機能（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位数表 3 介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（12）等に規定する在宅復帰支援機能加算を受けた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設に限る。）。
- (シ) 「外泊時費用」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間ににおいて、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位数表 3 介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス注 8 等に規定する外泊を認めた場合には「あり」に記すこと（介護療養型医療施設に限る。）。
- (ス) 「他科受診の実施（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス介護給付費単位数表 3 指定介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス注 10 等に規定する他科診療が行われた場合には「あり」に記すこと。（介護療養型医療施設に限る。）

- (セ) 「認知症専門ケア加算（Ⅰ）（介護報酬の加算）の有無」及び「認知症専門ケア加算（Ⅱ）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表3指定介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（14）等に規定する認知症専門ケア加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと（介護療養型医療施設に限る。）。
- (ソ) 「緊急短期入所ネットワーク（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス等介護給付費単位数表9短期入所療養介護費口（7）等に規定する緊急短期入所ネットワーク加算を受けた場合には「あり」に記すこと（短期入所療養介護（介護療養型医療施設）に限る。）。
- (タ) 「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護報酬の加算）の有無」、「サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（介護報酬の加算）の有無」及び「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（介護報酬の加算）の有無」欄には、記入年月日を含む月の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表3指定介護療養施設サービス イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（15）等、指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表9短期入所療養介護費口（9）等又は指定介護予防サービス報酬基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表9介護予防短期入所療養介護費口（7）等に規定するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を受けた場合にはそれぞれ「あり」に記すこと。
- (チ) 「個別リハビリテーションの1週間あたりの実施状況」欄には、個別リハビリテーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。
- (ツ) 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」欄には、指定療養施設基準第20条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。
- (テ) 「協力病院の名称」欄には、協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。
- (ト) 「協力歯科医療機関」欄には、指定療養施設基準第28条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すと

ともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

(ナ) 「入院（利用）を制限する場合がある者の状況」欄には、記入年月日において、指定療養施設基準第6条第2項（指定居宅サービス基準第155条又は指定介護予防サービス基準第195条）に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由（特に入院患者（利用者）に対し自ら適切な指定介護療養施設（短期入所療養介護（介護療養型医療施設）又は介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設））サービスを提供することが困難な場合）を記載すること。

(ニ) 入院定員

「入院定員」欄には、入院患者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定療養施設基準第26条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。（短期入所療養介護（介護療養型医療施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）を除く。）

イ 介護（介護予防）サービスの入院患者（利用者）への提供実績

(ア) 「入院患者（利用者）の人数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表3に規定する介護療養施設（短期入所療養介護（介護療養型医療施設）又は介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設））サービスの請求を受けた患者について記載すること。

(イ) 「3か月間の退院患者の人数」欄には、記入年月日の前3か月間ににおける退所者について、その退居先（自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者及びその他）別に、要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者の人数を記載すること（介護療養型医療施設に限る。）。

(ウ) 「入院患者（利用者）の平均的な入院（利用）日数」欄には、記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入院患者の延入院日数を入院患者数で除した数を記載すること（介護療養型医療施設に限る。）。

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）においては、記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

(エ) 「待機者（入院申込者の数が入院定員から入院患者の数を差し引い

た数を超える場合、その人数)」欄には、入院申込者の数が入院定員から入院患者の数を差し引いた数を超える者がいる場合には、「あり」に記すとともに、その数を記載すること(介護療養型医療施設に限る。)。

ウ 介護(介護予防) サービスを提供する施設(事業所)、設備等の状況

(ア) 建物の構造

- a 「地上階」欄には、当該施設(事業所)を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- b 「地下階」欄には、当該施設(事業所)を置いている建物の地下階数を記載すること。

(イ) 「報酬類型」欄には、以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室(指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表3介護療養施設サービスのうち、イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)に規定する(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)及びロ療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス(2)ユニット型診療所型介護療養施設サービス(1日につき)に規定する(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス(I)の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)
- ② ユニット型準個室(指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表3介護療養施設サービスのうち、イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)に規定する(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)及びロ療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス(2)ユニット型診療所型介護療養施設サービス(1日につき)に規定する(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス(II)の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。)
- ③ 従来型個室(指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表3介護療養施設サービスのうち、イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス(1)療養型介護療養施設サービス費(1日につき)に規定する(一)療養型介護療養施設サービス費(I)a療養型介護療養施設サービス費(i)(二)療養型介護療養施設サービス費(II)a療養型介護療養施設サービス

費（i）及び（三）療養型介護療養施設サービス費（III）a 療養型介護療養施設サービス費（i）並びに口療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス（1）診療所型介護療養施設サービス（1日につき）に規定する（一）診療所型介護療養施設サービス（I）a 診療所型介護療養施設サービス費（i）及び（二）診療所型介護療養施設サービス（II）a 診療型介護療養施設サービス費（i）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

④ 多床室（指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表2介護療養施設サービス（1）療養型介護療養施設サービス費（1日につき）に規定する（一）療養型介護療養施設サービス費（I）b 療養型介護療養施設サービス費（ii）（二）療養型介護療養施設サービス費（II）b 療養型介護療養施設サービス費（ii）及び（三）療養型介護療養施設サービス費（III）b 療養型介護療養施設サービス費（ii）並びに口療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス（1）診療所型介護療養施設サービス（1日につき）に規定する（一）診療所型介護療養施設サービス（I）b 診療所型介護療養施設サービス費（ii）及び（二）診療所型介護療養施設サービス（II）b 診療所型介護療養施設サービス費（ii）の支払いを受けたものをいう。以下、同じ。）

- （ウ）「病室の状況」欄には、病室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。
- （エ）「共同便所の設置数」欄には、入院患者（利用者）の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。
- （オ）「個室の便所の設置数」欄には、入院患者（利用者）の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。
- （カ）「浴室の設備状況」欄には、浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。
- （キ）「食堂の設備の状況」欄には、食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入院患者（利用者）等が調理を行う設備状況」欄には、入院患者（利用者）等が簡易な調理を行う設備を有している場合

には、「あり」に記すこと。

- (ク) 「消火設備等の状況」欄には、消化設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。また、記載内容については、指定療養施設基準第3条第3項、指定居宅サービス基準第143条第2項又は指定介護予防サービス基準第188条第2項に規定する構造設備の基準
- (ケ) 「通所リハビリテーションの実施状況」欄には、法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業を実施している場合には、「あり」に記すこと。
- (コ) 「介護(介護予防)サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該施設(事業所)の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法69条に規定する広告制限を踏まえること。
- (サ) 「介護相談員の受け入れ状況の有無」欄には、当該施設(事業所)において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。
- (シ) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
- ① 「入院患者(利用者)アンケート調査、意見箱等入院患者(利用者)の意見等を把握する取組の状況」欄には、入院患者(利用者)アンケート調査、意見箱の設置等により入院患者(利用者)の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。
 - ② 「第三者による評価の実施状況」欄には、第三者による介護(介護予防)サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。
 - ③ 「老人の専門医療を考える会作成の「老人病院機能マニュアル」などを用いた自己評価の実施状況等」欄には自己評価を実施している場合には「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価手法の名称を記載すること。

さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

- ④ 「利用者の私物の持ち込みを制限する場合、その内容」欄には、私物の持ち込みを制限している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記すこと。

(5) 介護（介護予防）サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の記載要領に準じること。なお、以下の事項については、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）において適用する。

介護（予防）給付以外のサービスに要する費用

- (ア) 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」欄には、指定療養施設基準第12条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (イ) 「居住（滞在）に要する費用の額及びその算定方法」欄には、指定療養施設基準第12条第3項第2号等に規定する居住に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (ウ) 「入院患者（利用者）が選定する特別な病室（病室等）の提供を行うことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」欄には、指定療養施設基準第12条第3項第3号等に規定する入院患者（利用者）が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (エ) 「入所者（利用者）が選定する特別な食事の提供を行うことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」欄には、指定療養施設基準第12条第3項第4号等に規定する入院患者（利用者）が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。
- (オ) 「理美容代及びその算定方法」欄には、指定療養施設基準第12条第3項第5号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。
- (カ) 「当該介護（介護予防）サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（日常生活費）の額及びその算定方法」欄には、指定療養施設基準第13条第3項第6

号等に規定する指定介護療養施設サービス（短期入所療養介護（介護療養型医療施設）又は介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設））において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。

II 調査情報

1 事業者の報告

事業者の報告については「報告」欄に記載すること。

（1）該当がない確認事項の取扱

確認事項の一部に設けている、「□ 該当なし」等の欄については、例えば、「利用者ごとの金銭管理の記録及び利用者又はその家族への報告を行っている」という確認事項について、当該事業所として、取組自体がない場合に「□ 該当なし」となるものであり、事業所としての取組自体はあるものの、当該報告に係る調査の対象期間内に該当する事例がない場合については、「なし」に記載すること。

（2）「あり」又は「なし」欄の記載

「あり」又は「なし」欄の記載に当たっては、確認事項の内容を踏まえて、あらかじめ記載されている確認のための材料の有無について「あり」又は「なし」に記すものとする。

（3）「（その他）」欄の記載

「（その他）」欄の記載に当たっては、あらかじめ記載されている確認のための材料はないが、確認事項及び確認のための材料の内容を踏まえて、あらかじめ記載されていない確認のための材料を報告することが可能な場合に記載するものとする。

2 調査員による調査結果の記載

調査員は、面接の方法により、「報告」欄に「あり」と記載されている確認のための材料又は、「（その他）」欄に記載されている確認のための材料の有無についての事実確認を行い、「あり」又は「なし」に記すものとする。

事業者が「該当事例なし」等又は「なし」と報告するものについての調査は行わない。

